

上郡町一般廃棄物処理基本計画

令和 7 年 3 月

上 郡 町

目次

第1章	一般廃棄物処理基本計画改定の考え方	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	1
1.	計画対象地域	3
2.	計画の範囲	3
3.	計画期間及び計画目標年度	4
4.	広域的な取組み	4
5.	国及び県の廃棄物行政の動向	5
6.	本町の上位計画	8
第2章	上郡町の概況	9
第1節	自然環境	9
1.	位置・地勢	9
2.	気候	10
第2節	社会的環境	10
1.	人口及び世帯数	10
2.	産業	11
3.	土地利用状況	13
第3節	ごみ処理の現状	13
1.	ごみ処理の流れ	13
2.	ごみの種類別排出量	14
3.	ごみの分別区分及び収集体制	16
4.	町指定ごみ袋などの種類と価格	17
5.	可燃ごみの性状	18
6.	中間処理	19
7.	最終処分	20
第4節	ごみ減量・資源化の状況	22
1.	排出抑制	22
2.	資源化の推進	23
3.	一般廃棄物処理事業経費	25
4.	ごみ処理の評価	26
5.	ごみ処理の課題	29
第3章	ごみ処理基本計画	31
第1節	計画の基本方針	31
第2節	ごみの排出量及び処理量の見込み	31

1.	人口推計.....	31
2.	ごみ排出量の将来推計.....	34
3.	現状のまま推移した場合の推計結果	35
4.	目標値の設定.....	39
5.	減量目標値を達成した場合の将来推計結果	40
第3節	計画推進方法.....	43
1.	ごみの排出抑制のための方策	43
第4章	生活排水処理基本計画.....	46
第1節	現状の把握.....	46
1.	生活排水処理フロー.....	46
2.	生活排水処理形態別人口.....	46
3.	し尿・汚泥の収集状況.....	48
4.	し尿・浄化槽汚泥の概要.....	48
5.	生活排水処理の目標の達成状況	49
6.	生活排水処理の問題.....	50
第2節	生活排水の処理主体.....	52
1.	し尿及び生活排水.....	52
2.	浄化槽汚泥.....	52
3.	収集・運搬.....	52
4.	し尿及び浄化槽汚泥の処理残渣	52
第3節	生活排水処理基本計画.....	52
1.	生活排水の処理計画.....	52
2.	し尿及び汚泥の処理計画.....	53
3.	排出抑制・再資源化計画.....	54
4.	収集・運搬.....	54
5.	中間処理.....	55
6.	最終処分.....	55
7.	その他.....	55

資料編

資料1	現状のまま推移した場合のごみ排出推計結果.....	56
資料2	減量目標を達成した場合のごみ排出量推計結果.....	60
資料3	生活排水の処理形態別人口の推計結果.....	64
資料4	し尿及び浄化槽汚泥排出量の推計結果.....	64

第 1 章 一般廃棄物処理基本計画改定の考え方

第 1 節 計画策定の趣旨

廃棄物問題は公衆衛生の向上を基本に、公害問題、生活環境の保全、循環社会の構築と時代によって変化し、国ではその課題に対して法制度の制定、改定等を行い、地方自治体、民間事業者、住民等と協力して適正な廃棄物処理と資源の有効活用を推進し、循環型社会を構築してきました。また、社会情勢の影響を大きく受ける廃棄物排出量は、戦後の高度成長期、バブル期を経て長年増加の一途を辿り、廃棄物の急増によりごみ処理施設、最終処分場のひっ迫などごみ減量が喫緊の課題となっていました。平成 12 年ごろから全国のごみ排出量は減少傾向に転じ現在に至っています。ごみ減量が進む一方で、今日、食品ロスの削減やプラスチック類の資源循環など廃棄物の質が大きな課題となっています。

「一般廃棄物処理基本計画」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第 6 条第 1 項の規定により、長期的・総合的視点に立った計画的なごみの適正処理を推進するため、ごみの発生・排出抑制から最終処分に至るまでの必要な基本的事項を定めるものです。

上郡町（以下「本町」という。）では令和 12 年度を目標年度とする「上郡町一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年 3 月）（以下「現行計画」という。）」を策定し、令和 4 年度に中間目標年度を迎えたため、今年度一般廃棄物処理基本計画を改定（以下「本計画」という。）することといたしました。改定に当たっては現行計画策定以降の国・県における法制度化の対応、ごみ排出抑制等に伴う減量化目標値との整合を図り、当該地域の状況を十分に把握したうえで、地域環境に適した一般廃棄物処理施設の整備、収集・運搬、処理の効率化等について基本的な事項をとりまとめます。

なお、本計画は環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課（平成 28 年 9 月）「ごみ処理基本計画策定指針」の内容に準拠して策定します。また、平成 25 年 4 月より稼働した「にしはりま循環型社会拠点施設」の運営と「にしはりま環境事務組合一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年 3 月）」との整合性を図るものとします。

第 2 節 計画の位置付け

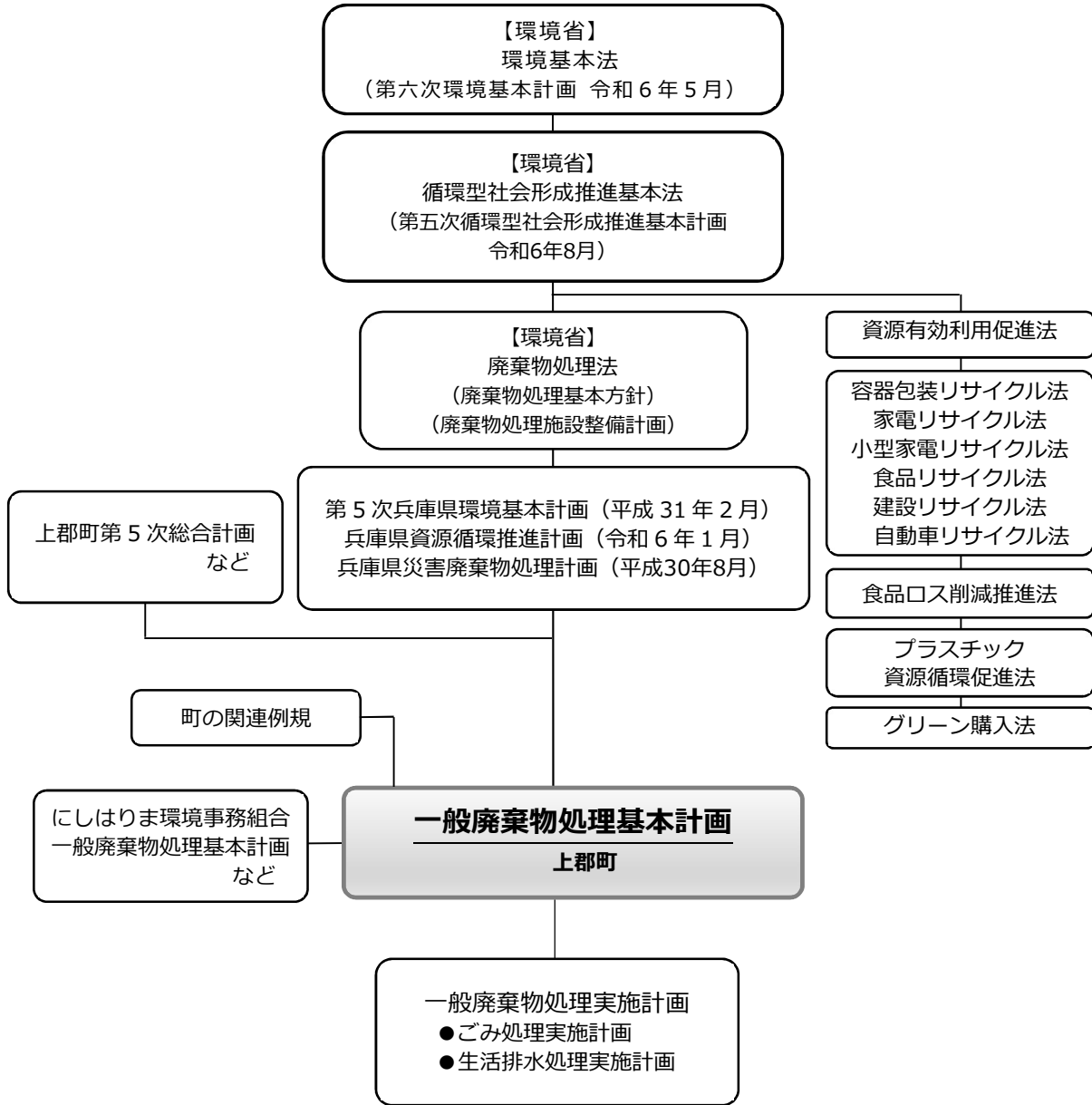
本計画は廃棄物処理法に基づき策定するものであり、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本的事項を明らかにした上で、廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分までの適正な処理を進めるために必要な事項を定めるものです。

廃棄物処理法第 6 条第 2 項の規定により定めるべき事項は、以下のとおりです。

- ① 一般廃棄物の排出量及び処理量の見込み
- ② 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項
- ③ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

⑥ その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

本計画は本町における一般廃棄物処理の最上位計画とし、上位計画である「総合計画」の一般廃棄物に関する基本的な方向性などを踏まえ策定するものです。また、計画の策定にあたっては、国や兵庫県が定める基本方針などに配慮するものとします。



※個別物品の特性に応じた規制の正式名称と略称（以下、略称表記とする。）

容器包装リサイクル法:	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
家電リサイクル法:	特定家庭用機器再商品化法
食品リサイクル法:	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
建設リサイクル法:	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
自動車リサイクル法:	使用済自動車の再資源化等に関する法律
小型家電リサイクル法:	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
食品ロス削減推進法:	食品ロスの削減の推進に関する法律
プラスチック資源循環促進法:	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
グリーン購入法:	国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律

図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

1. 計画対象地域

本計画における計画対象地域は上郡町全域とします。

2. 計画の範囲

一般廃棄物処理計画は図 1-2 に示すように、長期的・総合的な視点に立ち廃棄物処理の基本的事項を定める「一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画）」と、基本計画実施のために必要な各年度の事業について定める「一般廃棄物処理実施計画」により構成されます。

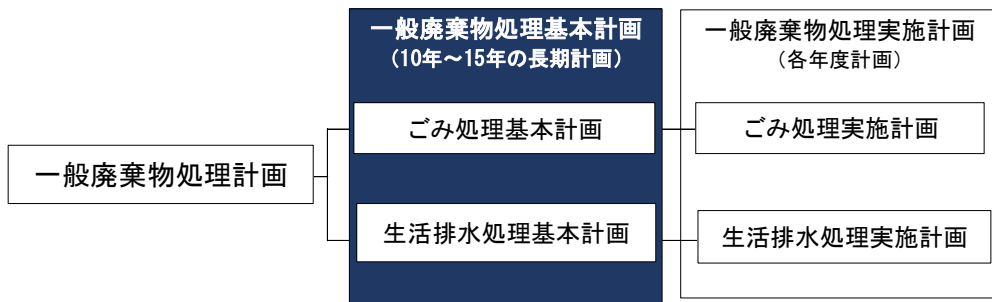


図 1-2 一般廃棄物処理基本計画の構成

なお、基本計画には「ごみに関する部分」と「生活排水に関する部分」があり、本計画では図 1-3 に示すすべてが計画策定の範囲となります。

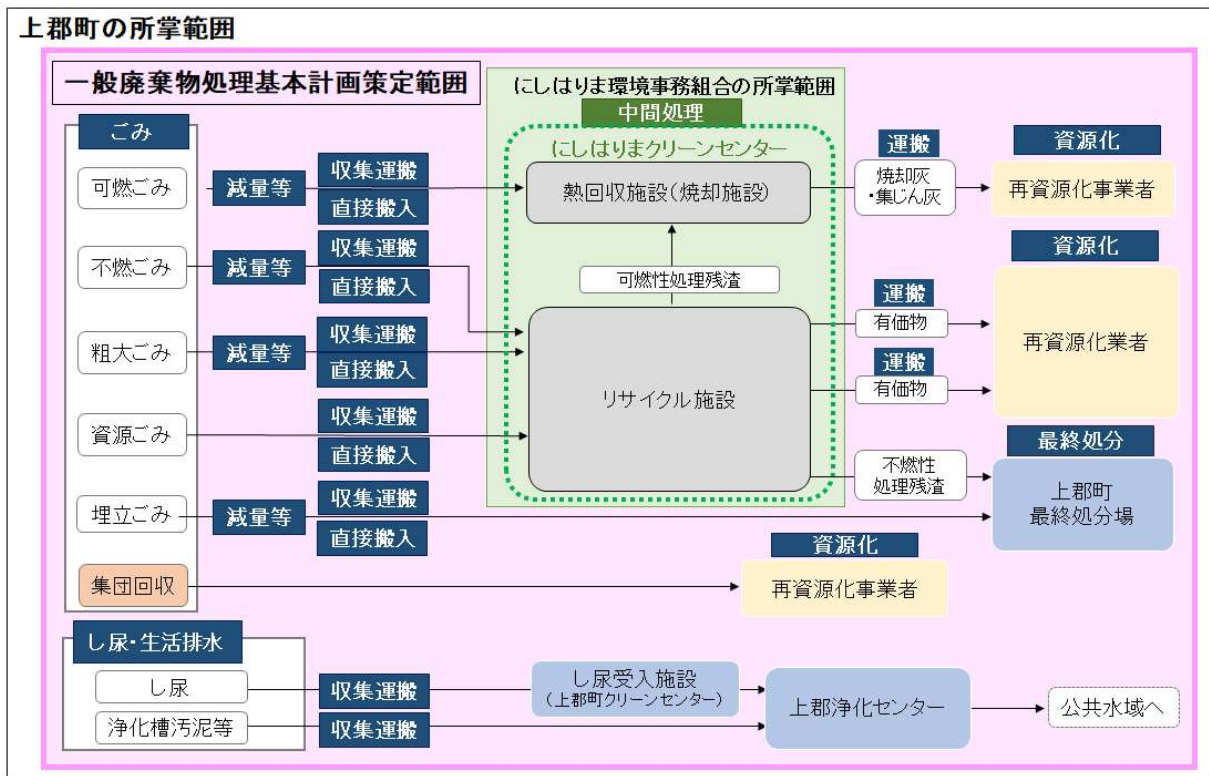


図 1-3 本計画の策定範囲

3. 計画期間及び計画目標年度

本計画は令和7年度を初年度とし、15年後の令和21年度を計画目標年度とします。また、概ね5年ごと（令和12年度、令和17年度）に中間目標年度を設定し、計画の進行管理を行うこととしますが、計画期間中に計画策定の前提となる諸条件に変化があった場合等には必要に応じて見直します。

年度														
令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	令和19	令和20	令和21
計画初年度	→			計画見直し	中間目標年度	→			計画見直し	中間目標年度	→			計画目標年度

図 1-4 計画期間及び計画目標年度

4. 広域的な取組み

兵庫県は市町の意向を最大限に尊重しながら、下記の方針に基づいて広域化に向けた市町間の調整を行うこととしています。

【ごみ処理広域化の基本方針】

- ①環境への負荷の低減
 - ア 地域環境の負荷低減
 - イ 高効率なエネルギー回収
- ②効率的な資源循環
- ③強靱な一般廃棄物処理システムの確保
- ④地域特性を活かした一般廃棄物処理施設の広域化
- ⑤平常時及び災害時の広域的な協力体制

出典：兵庫県廃棄物処理計画

播磨地域においては、旧佐用郡4町、旧宍粟郡5町、旧新宮町、上郡町を構成町とし、当該圏域におけるごみ処理に係る事務を共同処理することを目的に、平成15年8月、にしはりま環境事務組合（以下「組合」という。）が兵庫県知事の許可を受けて設立されました。その後、平成25年4月「にしはりまクリーンセンター」の稼働を経て、組合は現在、たつの市新宮地域、宍粟市、上郡町、佐用町の2市2町体制となっています。

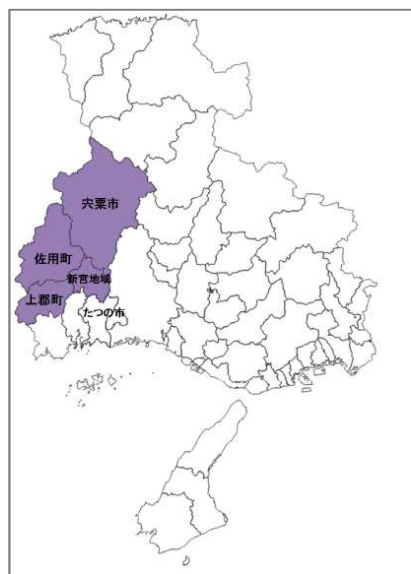


図 1-5 組合構成市町

5. 国及び県の廃棄物行政の動向

(1) 国の動向

国では時代によって変化してきた廃棄物に関する課題に対して、法制度の制定、改正等を行い、地方自治体、民間事業者、住民等と協力して適正な廃棄物処理と資源の有効活用を推進し、循環型社会の構築を進めています。

国におけるごみの減量化・資源化目標は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「廃棄物処理基本方針」）」と「循環型社会形成推進基本計画」に示されています。

廃棄物処理基本方針は、わが国の廃棄物処理における基本的な方針を定めたもので、平成 13 年 5 月に策定されました。その後、平成 22 年 12 月及び平成 28 年 1 月に改正されましたがすでに目標年度を過ぎ、令和 2 年度以降は第四次循環型社会形成推進計画などの目標を参考に施策を進めることとなっています。

また、循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 15 年 3 月に策定されました。循環型社会形成推進基本法の中で、循環型社会形成推進基本計画は、概ね 5 年ごとに見直しを行うものとされていることから、平成 20 年 3 月には「第二次循環型社会形成推進基本計画」、平成 25 年 5 月には「第三次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、現在は平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、令和 6 年 8 月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定されています。第五次循環型社会形成推進計画の中では循環経済への移行を国家戦略と位置付けた上で、貴重な方向性として

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

を掲げ、その実現に向けて国が構すべき施策を示すとともに、令和 12 年（2030 年）度を目標年度として数値目標を設定しています。

(2) 兵庫県の動向

兵庫県では令和 6 年 1 月策定の「兵庫県資源循環推進計画」において 2050 年を展望した目指すべき社会の姿を

資源循環・脱炭素・資源共生社会

とし、また、4つのテーマの具体的な姿の達成が図られているものとしています。



具体的な姿の実現を図るための基本的方策

(1) 循環経済への移行

3R+リニューアブルなど資源循環を徹底、動静脈協働の循環産業システムの構築、循環を考慮したライフスタイルへの改革 等

(2) カーボンニュートラルの達成

焼却・埋立最少化、プラスチック等の素材対策、カーボンニュートラル型廃棄物処理・資源循環システム構築、資源循環による他分野の排出量削減への貢献 等

(3) 自然との共生

3R+リニューアブルで天然資源使用抑制、サプライチェーン全体で自然への影響低減、持続可能性に配慮したバイオマス利活用 等

(4) あらゆる主体の参画と協働

地域循環共生圏を踏まえた資源循環、事業者・県民・行政等の連携推進、資源循環の見える化、公平な役割分担 等

2050年頃を見据えた中期的な資源循環の施策は以下のとおりです。

(1) 資源・エネルギー消費の抑制、3R+リニューアブル

- ① ライフサイクルの各段階での取組 [取組主体：事業者、県民、行政]
- ② 素材や製品ごとの取組 [取組主体：事業者、県民、行政]
- ③ 排出者別の取組 [取組主体：事業者、県民]

(2) 循環経済、カーボンニュートラルに資する廃棄物処理・資源循環システム、循環産業の構築

- ① 循環経済、カーボンニュートラルに対応可能な廃棄物処理・資源循環システム [取組主体：事業者、行政]
- ② プラスチック（容器包装・製品）の資源循環への対応 [取組主体：事業者、行政]
- ③ リサイクル率の向上 [取組主体：事業者、県民、行政]
- ④ 地域における多面的価値の創出 [取組主体：事業者、県民、行政]
- ⑤ 動静脈協働の循環産業システムの構築 [取組主体：事業者、行政]
- ⑥ 適正処理の確保 [取組主体：事業者、県民、行政]

(3) 各主体の連携、行動変容、人材育成等

- ① 各主体の連携 [取組主体：事業者、県民、行政]
- ② 行動変容を促すための方策 [取組主体：事業者、県民、行政]
- ③ 啓発、環境学習・教育の充実 [取組主体：事業者、県民、行政]
- ④ 調査・研究の推進、情報へのアクセス確保等 [取組主体：事業者、行政]

(3) 国及び県の廃棄物処理の目標

本計画の上位計画にあたる国及び兵庫県の数値目標を表 1-1 に示します。

表 1-1 廃棄物に関する目標

項目	兵庫県資源循環推進計画	国の設定した目標値	
		廃棄物処理法に基づく基本方針	第五次循環型社会形成推進基本計画
策定年月	令和6（2024）年1月	令和5（2023）年	令和6（2024）年8月
もとなる法律名	循環型社会形成推進基本法 および廃棄物処理法	廃棄物処理法	循環型社会形成推進基本法
目標年度	令和12（2030）年度	令和7（2025）年度	令和12（2030）年度
排出量に係る目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：459g/人日 ・排出量：1,617千t ・R2年度比削減率▲11% ・1人1日当たりの事業系ごみ排出量：▲12%（242g/人日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の排出量を平成24（2012）年度比約16%削減 ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を440g 	○1人1日あたりのごみ焼却量：約580g
再生利用に係る目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・再生利用率：21% 	[令和9年度] 出口側の循環利用率を約28%	<ul style="list-style-type: none"> ・資源生産性：約60万円/トン ・再生可能資源及び循環資源の投入割合：約34% ・入口側の循環利用率：約34% ・出口側の循環利用率：約44%
中間処理に係る目標値			<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合：46%（目標年次：2027年度） ○長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合：100%（目標年次：2027年度）
最終処分に係る目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・151千t ・R2年度比削減率▲27% 	最終処分量を平成24（2012）年度比約31%削減	<ul style="list-style-type: none"> ○最終処分量：約1,100万トン ○最終処分場の残余容量・残余年数 ・一般廃棄物最終処分場：2020年度の水準（22年分）を維持
その他	<ul style="list-style-type: none"> [プラスチック対策に係る指標（一般廃棄物）] ・プラスチックの排出量：8%削減 ・プラスチックの焼却量：4割削減 [食品ロス削減の目標] ・食品ロス量を2030年までに半減（2000年度比） ・フードドライブを実施しているスーパー等がある市町の拡大（R4年度：33市町⇒目標41市町） 	<ul style="list-style-type: none"> [取組目標] ・家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数について、200以上に増大 ・家電リサイクル法のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合について、100%まで増大 ・使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合について、80%以上に増大 	<ul style="list-style-type: none"> [循環型社会の全体像に関する取組指標と数値目標] ・廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識：90% ・具体的な3R行動の実施率：50%

6. 本町の上位計画

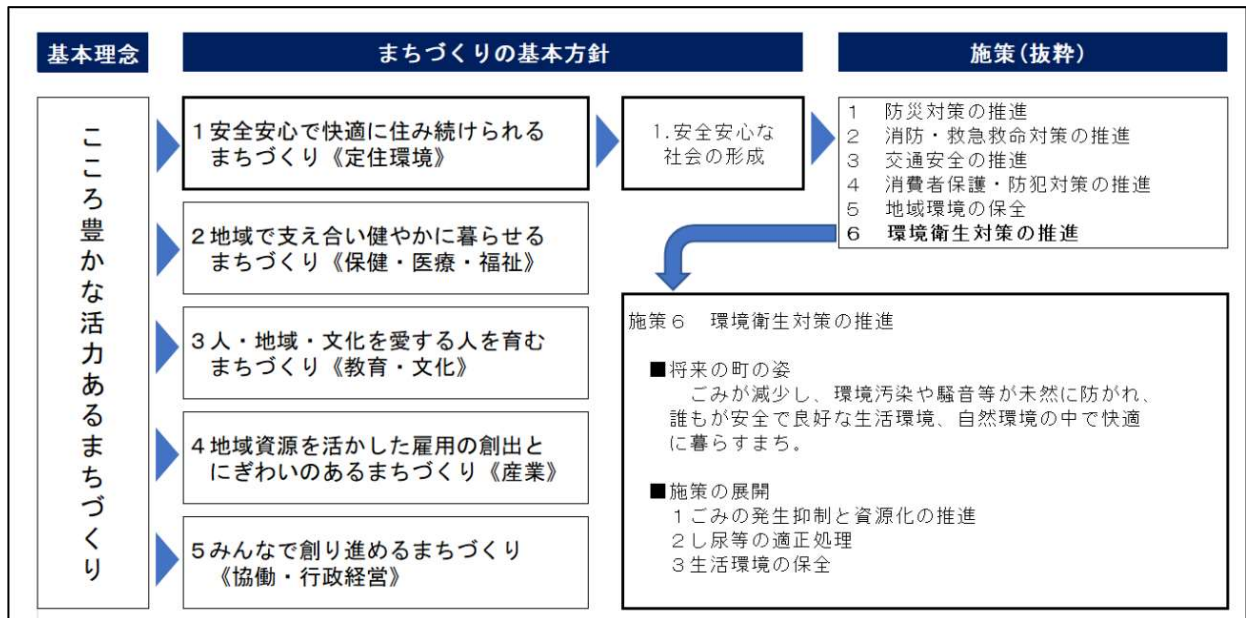
(1) 第5次上郡町総合計画 後期基本計画 令和3年3月



〈まちづくりの基本理念〉

こころ豊かな活力あるまちづくり

[施策体系]



■目標指標

指標名	指標の説明	令和元年度実績値	令和7年度目標値	令和7年度目標値設定根拠
1人1日あたりごみ排出量	ごみ減量化に係わる数値目標	907 g	463 g	「兵庫県廃棄物処理計画（平成30年3月策定）」において示された目標
再生利用率	総資源化量／ごみ総排出量	21 %	22 %	「兵庫県廃棄物処理計画（平成30年3月策定）」において示された目標

第2章 上郡町の概況

第1節 自然環境

1. 位置・地勢

本町は兵庫県の南西部に位置し、西播磨地域の西部内陸地域にあります。北部から東部にかけては佐用町、たつの市、相生市に、南部は赤穂市、西部は岡山県備前市にそれぞれ隣接しています。

本町の西北部、東部には中国山地からはりだした海拔300m～400mの山地が連なり、町域の大半を山地、丘陵地が占めています。また、町の中央部を南北に清流千種川が流れ、町内で高田川、安室川、鞍居川、岩木川、細野川の各支流が合流し、町全体が「水の郷百選」に指定されるなど豊かな自然を有しています。また、町の南部をJR山陽本線が東西に通過し、JR山陽本線と智頭線の分岐点となる上郡駅があり、県庁所在地である神戸市まで約90km、姫路市まで約35km、岡山市まで約54kmと、京阪神地域や山陽、山陰地域など広域的な交通の要衝でもあります。

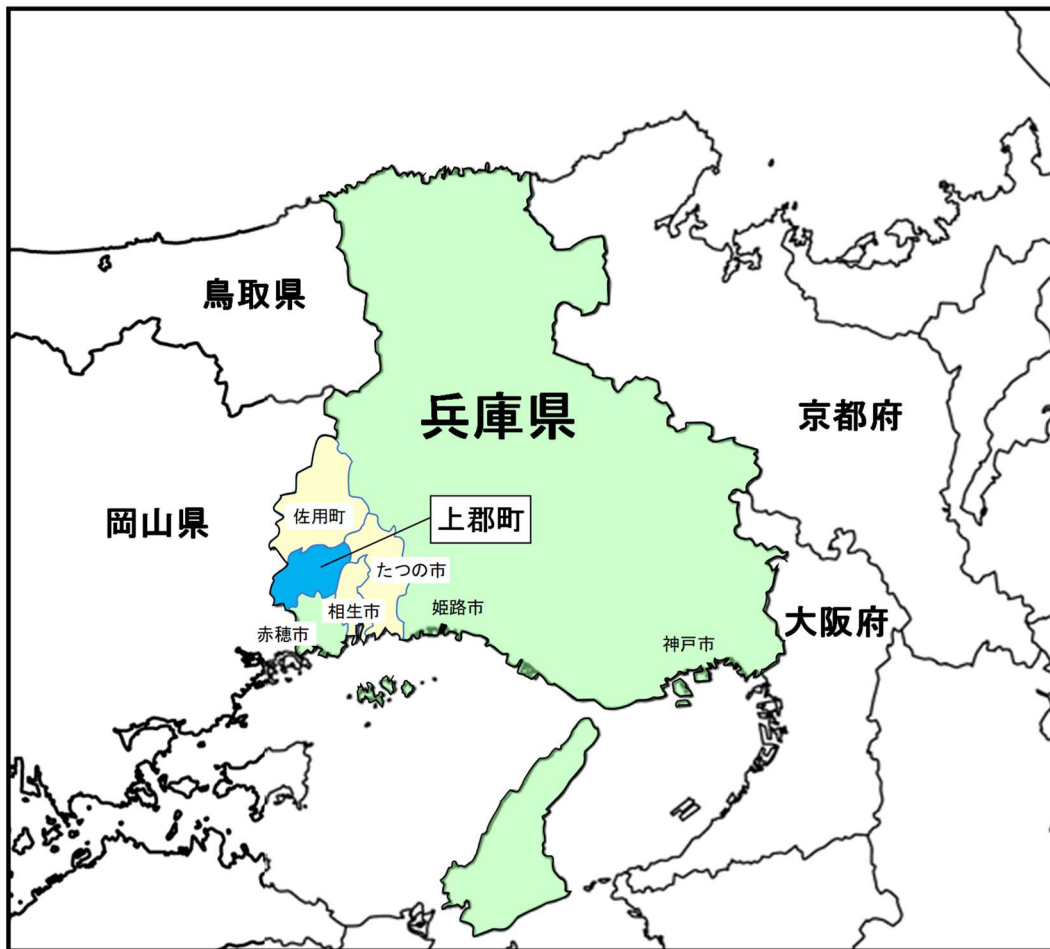


図 2-1 上郡町の位置

2. 気候

本町の観測地点である上郡における年間降水量と平均気温、平均風速の推移を表 2-1 に示します。

気候的には瀬戸内海気候の地域であり、温暖で寒暑の差はそれほど大きくありません。年間気温は最高で 35 度前後、最低気温は氷点下に達することもあります。令和 5 年度の平均気温は 16.5℃と例年になく高く、推移的には上昇傾向にあります。年間の降水量は 1,100～1,700mm 程度で、全体的には生活しやすい穏やかな気象条件にあります。

表 2-1 降水量、気温の推移

項目 年	観測地点：上郡			
	年降水量(mm)		平均気温 (℃)	平均風速 (m/s)
	合計	日最大		
H26	1,228.0	91.5	14.1	2.0
H27	1,727.0	184.5	14.7	2.1
H28	1,644.0	103.0	15.2	2.0
H29	1,298.5	131.5	14.3	2.1
H30	1,643.5	134.0	14.9	2.2
R1	1,132.5	78.5	15.1	2.1
R2	1,163.0	59.5	15.1	2.1
R3	1,368.0	62.5	15.0	2.1
R4	853.5	63.5	15.0	2.0
R5	1,330.0	86.5	16.5	2.2



出典：気象庁気象観測データ

第 2 節 社会的環境

1. 人口及び世帯数

本町の人口及び世帯数は表 2-2、図 2-2 に示すとおりです。

人口は減少傾向にあり、平成 26 年から令和 5 年の 10 年間に 2,000 人（13.7%）以上減少しています。一方、世帯数は横ばいで推移しており、1 世帯あたりの人員数は減少傾向にあり、平成 26 年の 2.49 人/世帯から令和 5 年には 2.16 人/世帯となっています。

表 2-2 本町の人口及び世帯数の実績

	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5
人口（10月1日）（人）	16,200	15,914	15,643	15,351	15,062	14,835	14,602	14,367	14,145	13,979
世帯数（世帯）	6,499	6,496	6,469	6,435	6,431	6,470	6,461	6,446	6,431	6,462
1世帯当りの人員数（人/世帯）	2.49	2.45	2.42	2.39	2.34	2.29	2.26	2.23	2.20	2.16

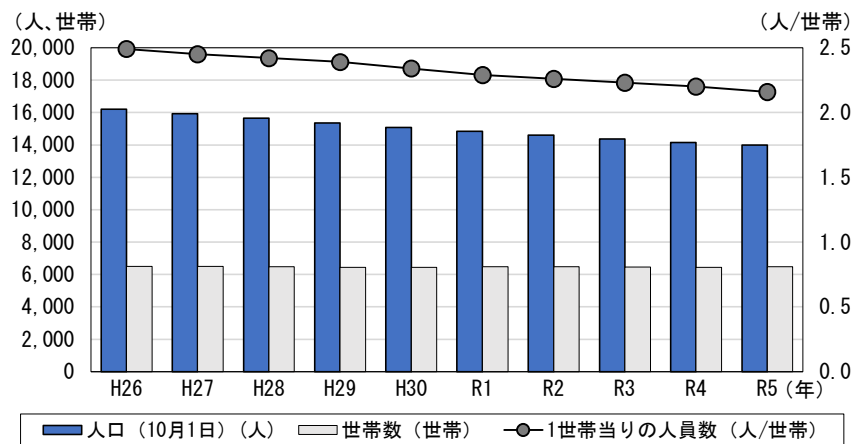


図 2-2 本町の人口及び世帯数の推移

2. 産業

本町の産業別事業所数及従業者数は表 2-3 に示すとおりです。令和 3 年度における事業所数は 610 事業所、従業者数は約 5,200 人でした。

産業別にみると図 2-3 にしめすとおり、事業所数では卸売業・小売業が約 22%、従業者数では製造業が約 19%で最も多くなっています。

表 2-3 産業分類別事業数と従業者数

産業別	令和3年				
	事業所	(割合)	従業者	(割合)	(人/事業所)
総数	610	100.0%	5,183	100.0%	8.5
農林漁業	13	2.1%	192	3.7%	14.77
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	69	11.3%	323	6.2%	4.68
製造業	41	6.7%	968	18.7%	23.61
電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.8%	38	0.7%	7.6
情報通信業	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	16	2.6%	157	3.0%	9.81
卸売業、小売業	136	22.3%	863	16.7%	6.35
金融業、保険業	5	0.8%	37	0.7%	7.4
不動産業、物品賃貸業	36	5.9%	88	1.7%	2.44
学術研究、専門・技術サービス業	25	4.1%	229	4.4%	9.16
宿泊業、飲食サービス業	47	7.7%	236	4.5%	5.02
生活関連サービス業、娯楽業	53	8.7%	112	2.2%	2.11
教育、学習支援業	46	7.6%	760	14.7%	16.52
医療、福祉	58	9.5%	947	18.3%	16.33
複合サービス事業	12	2.0%	84	1.6%	7
その他サービス業	48	7.9%	149	2.9%	3.1
公務	—	—	—	—	—

出典：令和3年経済センサス活動調査

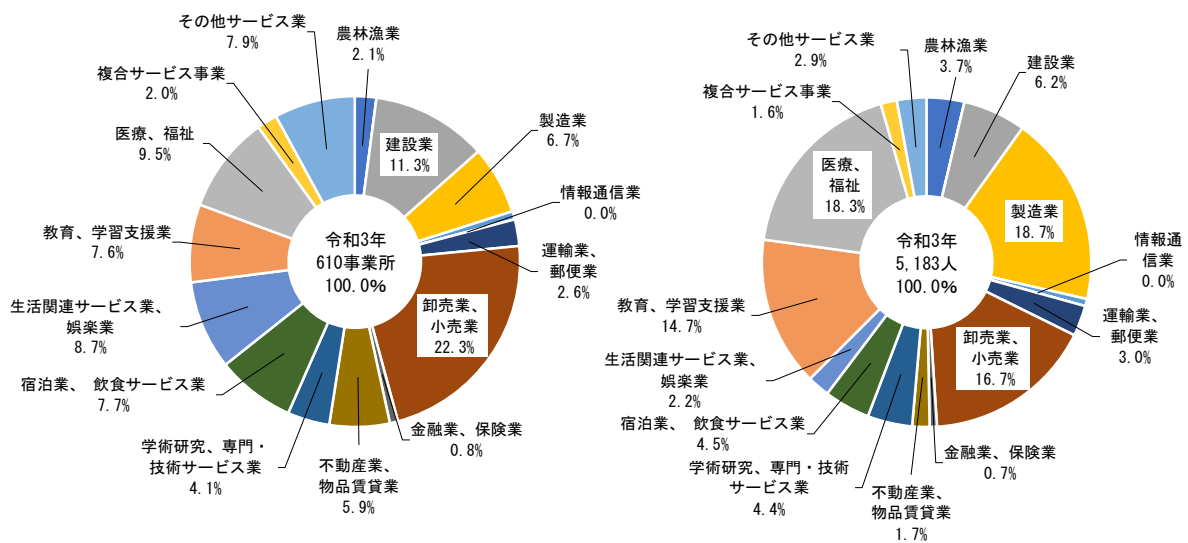


図 2-3 産業分類別事業所数割合及び従業者数割合

3. 土地利用状況

本町の土地利用状況を表 2-4 に示します。

本町では全体の約 65%を山林が占めており、田及び畑が約 7%、宅地が約 5%となっています。

表 2-4 土地利用状況

(単位 : km²)

総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
150.26	9.01	1.56	7.92	0.00	97.85	0.00	0.00	33.92
100.0%	6.0%	1.0%	5.3%	0.0%	65.1%	0.0%	0.0%	22.6%

出典：上郡町統計資料

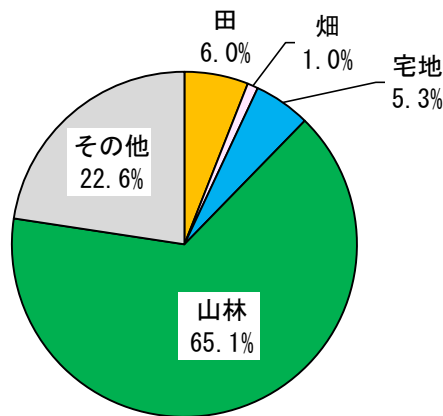


図 2-4 土地利用割合

第3節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の流れ

にしはりまクリーンセンターで処理されるごみの流れを図 2-5 に示します。

本町で燃えるごみとして収集されたごみは、にしはりまクリーンセンターの熱回収施設で焼却されています。熱回収施設とは焼却炉の一種で、ごみ焼却の際に発生する熱エネルギーを発電や温水として有効利用することが特長です。燃えるごみは熱回収施設で熱エネルギーから電気を回収したのち、燃えかすとして残った焼却灰と集じん灰はセメント原料として再資源化業者に引渡し、再資源化されています (A)。

燃やさないごみは粗大ごみ・資源ごみとともにリサイクル施設で処理されています。分別や破碎処理されたこれらのごみのうち、可燃性のものは燃やせるごみとして熱回収施設において処理されます (B)。

リサイクル施設において、分別された資源や回収された金属くずは、再資源化業者により再生利用されています (C)。

リサイクル施設で資源化ができなかった残渣のみ、上郡町最終処分場にて埋立処分されています (D)。

集団回収された資源は、直接再資源化業者に引渡されます（E）。

回収された埋立ごみは、直接上郡町最終処分場に搬入され処分されます（F）。

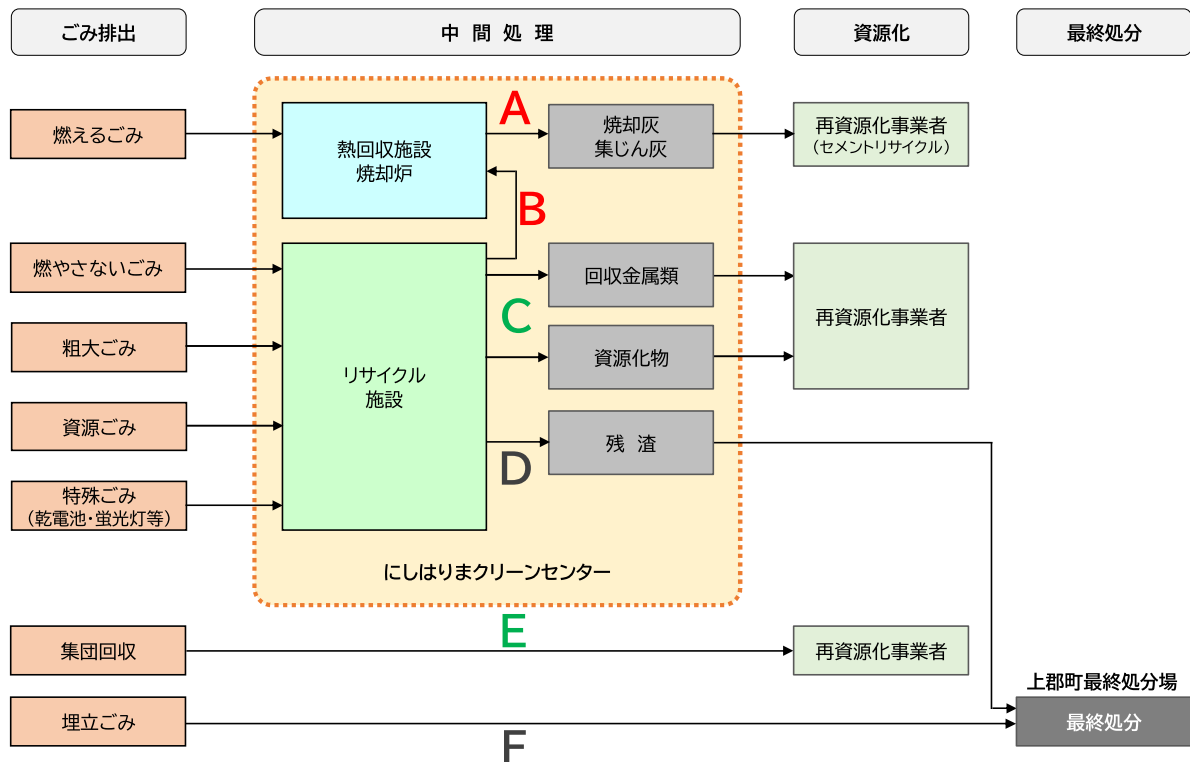


図 2-5 本町のごみ処理の流れ

2. ごみの種類別排出量

本町のごみの種類別排出量は図 2-6、表 2-5 に示すとおりです。いずれのごみ種類も減少傾向にあります。

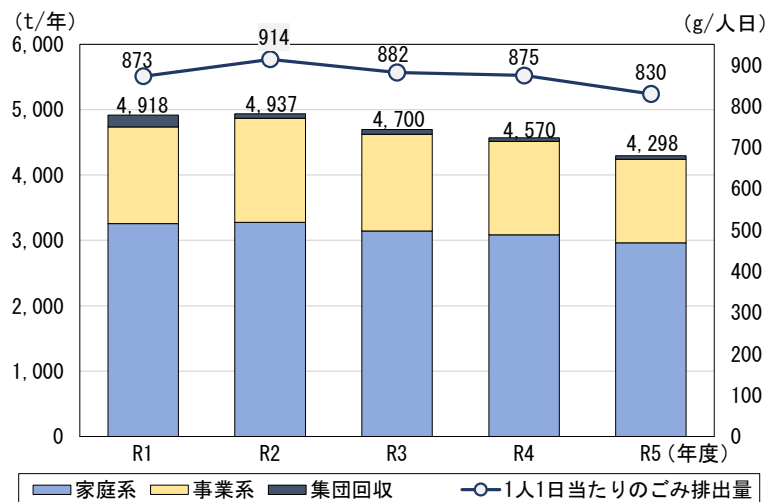


図 2-6 ごみの種類別排出量

表 2-5 ごみの種類別の排出量

ごみ種類		年度	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5		
人口		人	14,835	14,602	14,367	14,145	13,979		
家庭系	収集	燃えるごみ	t/年 g/人日	2,528 466	2,455 461	2,408 459	2,378 461	2,286 447	
		燃やさないごみ	t/年 g/人日	60 11	67 13	56 11	52 10	49 10	
		粗大ごみ	t/年 g/人日	60 11	62 12	59 11	50 10	54 11	
		埋立ごみ	t/年 g/人日	23 4	29 5	24 5	25 5	26 5	
		資源ごみ	t/年 g/人日	230 42	260 49	264 50	252 49	245 48	
		その他のごみ	t/年 g/人日	3 1	4 1	4 1	4 1	4 1	
		計	t/年 g/人日	2,904 535	2,877 540	2,815 537	2,761 535	2,664 521	
	直接搬入	燃えるごみ	t/年 g/人日	126 23	138 26	147 28	121 23	101 20	
		燃やさないごみ	t/年 g/人日	13 2	17 3	16 3	7 1	5 1	
		粗大ごみ	t/年 g/人日	127 23	128 24	100 19	129 25	128 25	
		埋立ごみ	t/年 g/人日	72 13	105 20	59 11	61 12	61 12	
		資源ごみ	t/年 g/人日	15 3	12 2	10 2	6 1	6 1	
		その他のごみ	t/年 g/人日	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		計	t/年 g/人日	353 65	400 75	332 63	324 63	301 59	
家庭系計		t/年 g/人日	3,257 600	3,277 615	3,147 600	3,085 598	2,965 580		
資源除く		t/年 g/人日	3,012 555	3,005 564	2,873 548	2,827 548	2,714 530		
事業系	許可業者 収集	燃えるごみ	t/年 t/日	1,084 3.0	965 2.6	983 2.7	969 2.7	937 2.6	
		燃やさないごみ	t/年 t/日	6 0.02	6 0.02	6 0.02	4 0.01	2 0.01	
		粗大ごみ	t/年 t/日	81 0.22	54 0.15	53 0.15	45 0.12	38 0.10	
		埋立ごみ	t/年 t/日	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
		計	t/年 g/人日 t/日	1,171 216 3.2	1,025 192 2.8	1,042 199 2.9	1,018 197 2.8	977 191 2.7	
		直接搬入	燃えるごみ	t/年 t/日	86 0.23	82 0.22	82 0.22	91 0.25	76 0.21
			燃やさないごみ	t/年 t/日	1 0.00	1 0.00	3 0.01	2 0.01	3 0.01
	粗大ごみ		t/年 t/日	15 0.04	13 0.04	7 0.02	15 0.04	9 0.02	
	埋立ごみ		t/年 t/日	207 0.6	469 1.3	342 0.9	306 0.8	214 0.6	
	資源ごみ		t/年 t/日	2 0.0	4 0.0	2 0.0	1 0.0	1 0.0	
	計		t/年 g/人日 t/日	311 57 0.8	569 107 1.6	436 83 1.2	415 80 1.1	303 59 0.8	
	事業系計		t/年 g/人日 t/日	1,482 273 4.0	1,594 299 4.4	1,478 282 4.0	1,433 278 3.9	1,280 250 3.5	
	資源除く		t/年 g/人日 t/日	1,482 273 4.0	1,594 299 4.4	1,478 282 4.0	1,433 278 3.9	1,280 250 3.5	
	合計		t/年 g/人日 t/日	4,739 873 12.9	4,871 914 13.3	4,625 882 12.7	4,518 875 12.4	4,245 830 11.6	
資源除く		t/年 g/人日 t/日	4,494 828 12.3	4,599 863 12.6	4,351 830 11.9	4,260 825 11.7	3,994 781 10.9		
集団回収量		t/年 g/人日	179 33	66 12	75 14	52 10	53 10		
総排出量（集団回収含む）		t/年 g/人日 t/日	4,918 906 13.4	4,937 926 13.5	4,700 896 12.9	4,570 885 12.5	4,298 840 11.7		


3. ごみの分別区分及び収集体制

本町の家庭系ごみの分別区分は表 2-6 に示すとおりです。収集体制は表 2-7 に示すとおりです。

表 2-6 上郡町ごみの分別区分

種類	主なごみ	出し方	出す場所	
燃やすごみ	生ごみ、紙くずなどの燃やせるもの	<ul style="list-style-type: none"> ●まとめて燃えるごみ収集袋（町指定有料袋）に入れて出す。 ・生ごみは十分に水切りをする。 ・紙おむつの汚物はトイレに流す。 ・食用油は固めるか、布・紙にしみこませる。 ・かばんなどに付属する金属類は取り外す。（※取り外せない場合は「燃やさないごみ」に出す。） 	可燃ごみ回収ステーション	
資源	容器・包装プラスチック	主に  マークのついたもの <ul style="list-style-type: none"> ●まとめて透明の袋に入れて出す。 ・中身を使いきる。 ・値札などのシールは剥がさずそのままよい。 ・汚れているものは簡単に水洗いするか、拭き取る。 	資源ごみ回収ステーション	
	ペットボトル	 マークのついたもの（飲料水、酒など） <ul style="list-style-type: none"> ●まとめて透明の袋に入れて出す。 ・キャップ及びラベルを外して中を水洗いする。 ・プラスチック製のキャップ及びラベルは「容器・包装プラスチック」に、金属製のキャップは「燃やさないごみ」に分類する。 		
	新聞・雑誌	新聞、雑紙、パンフレット、書籍など		<ul style="list-style-type: none"> ●ヒモで結んで（十字結束）たたんで出す。（※小さくてヒモで結べないものは紙袋に入れて出す。） ・段ボール、紙パック、紙製容器包装、雑がみをそれぞれ分ける。 ・紙パックは水洗いし、切り開いてヒモで結んで（十字結束）する。（※内部がアルミコーティングされている物は「紙製容器包装」に出す。） ・写真、カーボン紙、感熱紙、ビニールでコーティングされた紙などは「燃えるごみ」に出す。
	段ボール、紙パック	段ボール、紙パック		
	紙類	紙類（紙製容器包装・雑がみ）		
	布類	衣類、布類		<ul style="list-style-type: none"> ●ヒモで結んで（十字結束）たたんで出す。（※袋に入れない。） ・綿の入った物や汚れ・破れのあるものは「燃えるごみ」に出す。 ・指定袋に入らない場合は「粗大ごみ」に出す。 ・靴下、下着類は「燃えるごみ」に出す。 ・洗濯し、乾かして出す。
	缶類	アルミ缶、スチール缶など		<ul style="list-style-type: none"> ●まとめて透明の袋に入れて出す。 ・飲料用の缶、缶詰の缶は中を水洗いするか拭き取って出す。 ・アルミ缶とスチール缶は分けない。 ・汚れている缶、ペンキ缶、オイル缶などは使いきって「燃やさないごみ」に出す。
ビン類	飲料水、酒類、化粧品などの入っていたビン	<ul style="list-style-type: none"> ●ビン専用カゴにそれぞれ分別して入れる。 ・ビン専用カゴの色表示、白色のカゴ（無色）、茶色のカゴ（茶色）、緑色のカゴ（その他の色）。 ・王冠、キャップを取り外し中を水洗いする。 ・ラベル、取れないプラスチックなどはそのまま出す。 ・プラスチック製のキャップは「容器・包装プラスチック」に、金属製のキャップは「燃やさないごみ」に分類する。 		
燃やさないごみ	金属類等の燃えないもの	<ul style="list-style-type: none"> ●まとめて燃やさないごみ・埋立てごみ専用袋（町指定有料袋）に入れて出す。 ・割れた鏡、包丁類などは広告紙などにくるんで出す。 ・機器に内蔵されている乾電池などは取り外して「特殊ごみ」に出す。 ・カセットコンロ用ガス缶やスプレー缶は中身を完全に使いきってから出す。なお、穴あけは不用。 		
埋立ごみ	陶磁器、ガラス類、土砂類などがれき類（瓦、コンクリート、ブロック等）	<ul style="list-style-type: none"> ●まとめて埋立てごみ専用袋（町指定有料袋）に入れて出す。 ・直接埋立（上郡町最終処分場）処理するので、金属などがついているものは「燃やさないごみ」に出す。 		
粗大ごみ	指定袋に入らない大型ごみなど	<ul style="list-style-type: none"> ●粗大ごみ専用シール（有料）を個別に貼って出す。 ・指定袋に入らないごみは「粗大ごみ」として出す。 ・重量物や引越などで大量に出す場合は、直接施設へ搬入（有料）する。 		
特殊ごみ（電池、蛍光灯）	電池類、蛍光灯、電球類など	<ul style="list-style-type: none"> ●ビン専用カゴにそれぞれ分別して入れる。 ・蛍光灯（蛍光管）、電球（LED製品）は割らずにケースに入れる。（※割れたものも、透明または半透明の袋に入れ出す。） ・電池類はまとめて透明の袋に入れて出す※ボタン電池・充電式電池は販売店で無料回収を行っている場合がある。詳しくは販売店に問い合わせる。 		
使用済み小型家電	家庭で使われなくなった小型家電	<ul style="list-style-type: none"> ●ビン専用カゴに入れる。（※粗大ごみ専用シールの貼付けは不要。） ・個人情報を含むものはあらかじめデータを消去してから出す。 ・電池類は取り外し「特殊ごみ」に出す。 ・分解・解体した小型家電は出さない。 ・家電リサイクル対象品は回収できない。 ●専用の回収ボックス（※上郡町役場、各地区公民館内に設置している。施設の業務時間に合わせて持参する。） ・一度回収ボックスに投入された小型家電は取り出せない。 ・紙や袋などのごみは回収ボックスに入れない。 		

表 2-7 ごみの種類別収集体制

種類	主なごみ	収集回数	排出方法	出す場所	収集体制
燃えるごみ	生ごみ、紙くずなどの燃やせるもの	2回/週	燃えるごみ収集袋 (有料)	可燃ごみ 回収ステーション	資源 ごみ 回収 ステーション ・町 (委託) ・直接搬入
資源	容器・包装プラスチック	主に  マークのついたもの	2回/月	透明な袋	
	ペットボトル	 マークのついたもの (飲料水、酒など)	1回/月	透明な袋	
	新聞・雑誌	新聞、雑紙、パンフレット、書籍など	1回/2月	ヒモで結ぶ	
	段ボール、紙パック	段ボール、紙パック	1回/2月	ヒモで結ぶ (小さなものは紙袋)	
	紙類	紙類 (紙製容器包装・雑がみ)	1回/月	ヒモで結ぶ	
	布類	衣類、布類	1回/2月	ヒモで結ぶ	
	缶類	アルミ缶、スチール缶など	1回/月	透明な袋	
	ビン類	飲料水、酒類、化粧品などの入っていたビン	1回/月	ビン専用カゴ	
燃やさないごみ	金属類等の燃えないもの	1回/月	燃やさないごみ専用袋 (有料)		
埋立ごみ	陶磁器、ガラス類、土砂類などがれき類 (瓦、コンクリート、ブロック等)	1回/2月	埋立てごみ専用袋 (有料)		
粗大ごみ	指定袋に入らない大型ごみなど	1回/月	粗大ごみ専用シール (有料)		
特殊ごみ (電池、蛍光灯)	電池類、蛍光灯、電球類など	1回/3月	ビン専用カゴ		
使用済み小型家電	家庭で使われなくなった小型家電	1回/月	ビン専用カゴ		

4. 町指定ごみ袋などの種類と価格

本町では燃えるごみ、燃やさないごみ、埋立ごみについては指定ごみ袋で、粗大ごみはシールによりごみ処理有料化を実施しています。

それぞれの価格は表 2-8 に示すとおりです。

表 2-8 指定ごみ袋等販売価格

種類	価格	
	大	小
燃えるごみ専用袋	700円/20袋	400円/20袋
燃やさないごみ・埋立ごみ専用袋	700円/10袋	
	20・30・40・50kg用	10kg用
粗大ごみシール	700円/10枚	350円/5枚

※価格は消費税込み

なお、燃えるごみ、燃やさないごみ、資源ごみ、粗大ごみをにしはりまクリーンセンターに、埋立ごみを上郡町最終処分場に直接搬入した場合の処理手数料は表 2-9 に示すとおりです。

表 2-9 直接搬入による処理手数料

燃えるごみ	燃やさないごみ	資源ごみ	粗大ごみ	埋立ごみ	
				100kg 未満	100kg 以上
100 円/10kg	100 円/10kg	無料	100 円/10kg	30 円/10kg	500円/100kg

5. 可燃ごみの性状

にしはりまクリーンセンターにおける可燃ごみのごみ質分析結果を表 2-10、図 2-7 に示します。

令和 5 年度は紙・布類が 50%以上を占め、次いでビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が 22%となっています。この 2 項目で経年的に 70%以上を占めています。

表 2-10 可燃ごみ組成調査結果

分析項目		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	5年平均
種類組成 (%)	紙・布類	45.7	43.7	42.8	47.2	50.4	46.0
	木・竹・わら類	7.7	11.3	14.8	14.3	7.7	11.2
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	26.9	23.5	26.1	22.9	22.1	24.3
	厨芥類	8.6	11.1	7.1	5.9	9.4	8.4
	不燃物類	5.2	5.8	5.7	5.9	4.1	5.3
	その他	5.9	4.6	3.5	3.8	6.3	4.8
三成分 (%)	水分	40.9	43.5	39.0	43.9	44.3	42.3
	可燃分	49.9	47.3	50.6	46.3	48.4	48.5
	灰分	9.2	9.2	10.4	9.8	7.3	9.2
単位容積重量 (kg/m ³)		111.7	98.4	110.8	126.5	108.9	111.3
低位発熱量 (実測値) (J/g)		9,523	8,380	8,392	7,623	8,010	8,386

低位発熱量：燃焼によりごみが放出する熱量のことで、ごみの燃料的価値を示す実用的な指標のひとつ。

出典：にしはりま環境事務組合

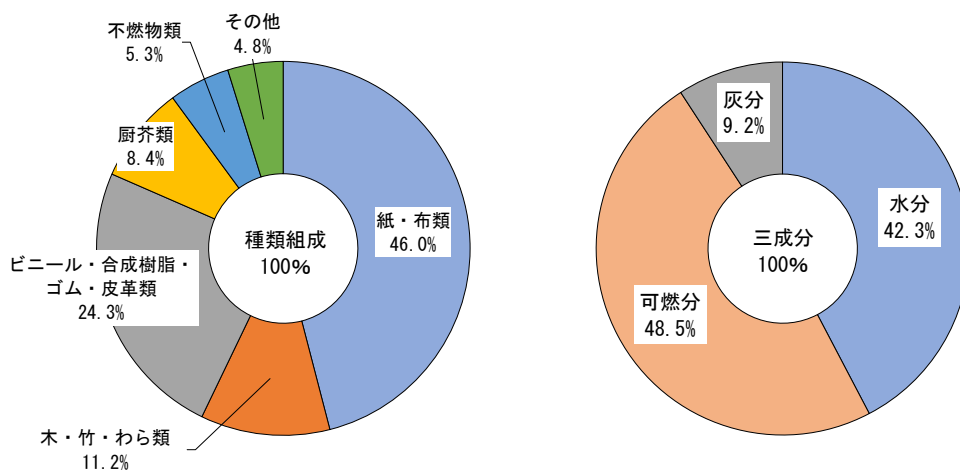


図 2-7 可燃ごみ組成調査結果 (5年平均)

6. 中間処理

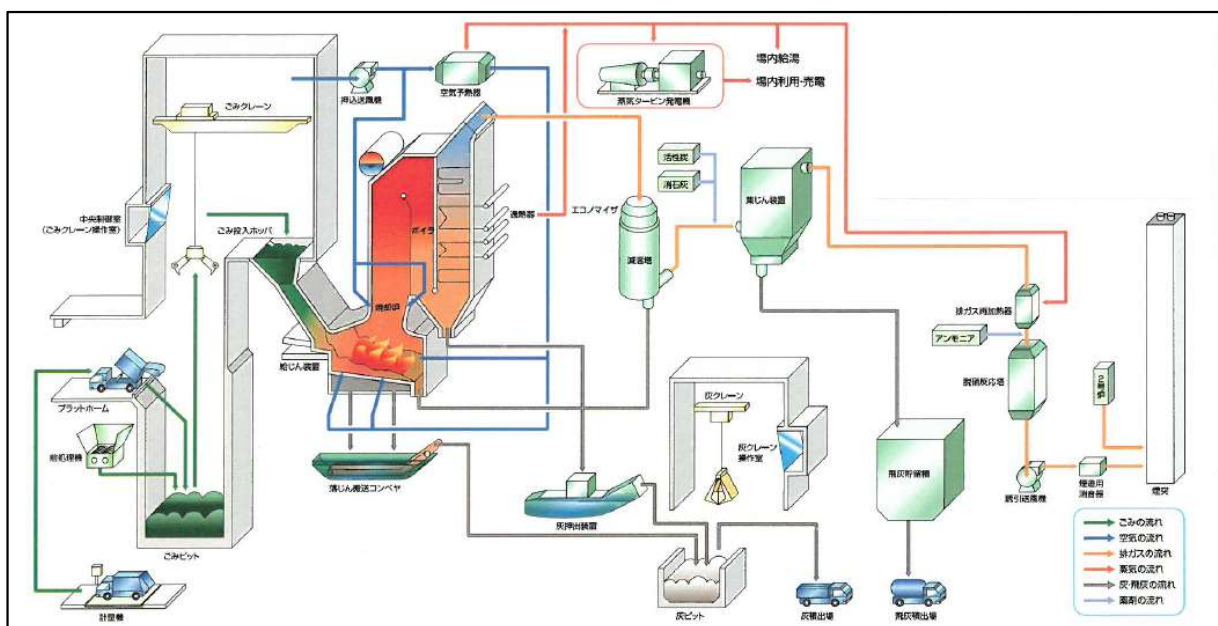
本町で収集したごみは平成 25 年度からにしはりまクリーンセンター（表 2-1 1）で中間処理されています。同センターは「兵庫県ごみ処理広域化計画」（平成 11 年 3 月策定、平成 15 年 9 月一部改定）を踏まえ、本町を含む組合圏域 3 市 2 町が連携して、より一層効率的なごみ処理を進めることを目的に整備された施設です。

本施設での焼却処理量の実績を表 2-1 2 に示します。焼却処理量は 4,000 t から 3,700 t 程度で推移していましたが、令和 5 年度には約 3,500t まで減少し、継続して減少傾向にあります。

表 2-1 1 中間処理施設の概要

項目	内容
施設名称	にしはりまクリーンセンター
所在地	兵庫県佐用郡佐用町三ツ尾 483 番地 10
施設概要	
熱回収施設	89 t/日（44.5 t/24 h×2 炉）（全連続燃焼式ストーカ炉） 発電能力：870 kW（蒸気タービン発電）
リサイクル施設	25 t/5 h 処理対象物：不燃ごみ、粗大ごみ、ガラスびん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、紙パック、ダンボール、布類、新聞、雑誌、ちらし等
竣工	平成 25 年 3 月

[熱回収施設]



[リサイクル施設]

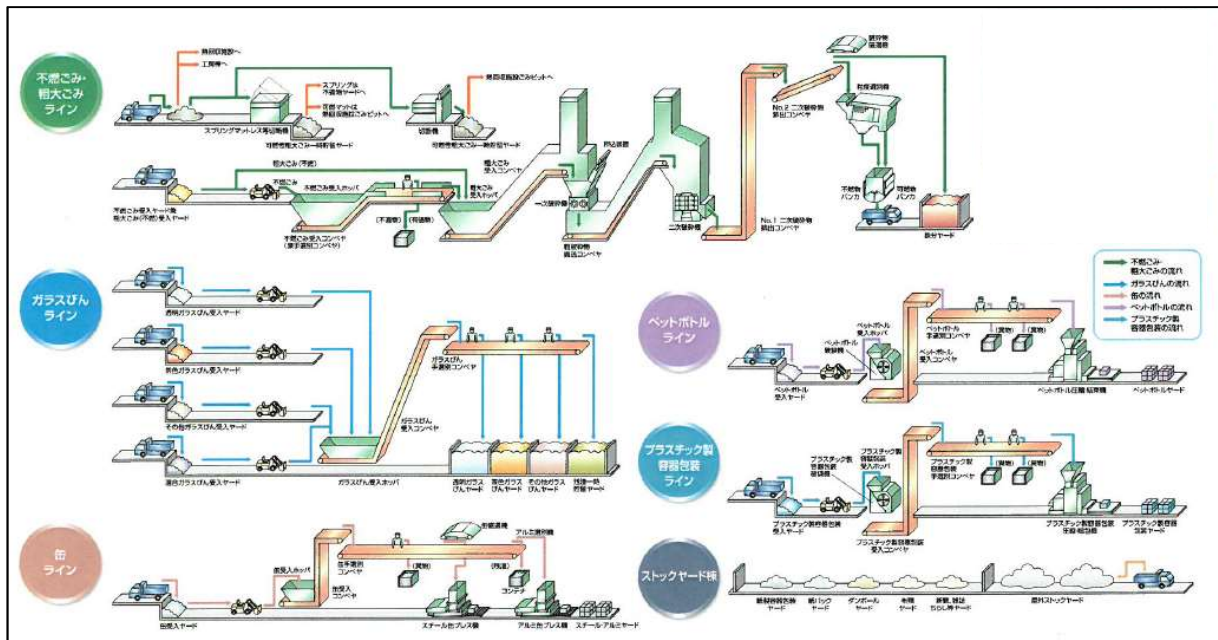


図 2-8 中間処理施設の処理フロー

表 2-1 2 焼却処理量の実績

		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
焼却処理量	t/年	3,985	3,793	3,754	3,700	3,533	
	g/人日	734	712	716	717	691	
搬入	直接焼却量	t/年	3,824	3,640	3,620	3,559	3,400
	リサイクル施設からの可燃残渣	t/年	161	153	134	141	133
排出	焼却灰・飛灰	t/年	522	537	498	500	501

7. 最終処分

本町の最終処分場の概要を表 2-1 3 に示します。

本町から発生する埋立ごみとにしはりまクリーンセンターで処理されたのちの残渣を最終処分しています。

本町の最終処分量の実績を表 2-1 4 に示します。

表 2-13 最終処分場の概要

項目	内容
施設の名称	上郡町最終処分場
所在地	赤穂郡上郡町栗原 966-1
竣工・稼働年月	[竣工] 平成 12 年 3 月 [稼働] 平成 12 年 4 月
施設規模	[総面積] 38,400 m ² [埋立面積] 8,825 m ² [埋立容量] 50,000 m ³
埋立残余容量	24,487 m ³ (令和 6 年 3 月末現在)
埋立対象物	一般廃棄物
埋立計画期間	平成 12 年度～令和 33 年度 (52 年間)
主要設備物	<ul style="list-style-type: none"> ● 遮水設備：ポリウレタン 2 重構造漏水検知システム ● 浸出水処理設備： 能力：1 日あたり 30m³ 方式：前処理＋生物処理（接触ばっ気＋脱窒素）＋凝集沈殿 ＋砂ろ過＋活性炭吸着＋キレート吸着＋消毒

表 2-14 最終処分量の実績

		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
最終処分量	t/年	379	629	477	414	337	
	g/人日	70	118	91	80	66	
搬入	直接埋立量	t/年	297	600	425	392	301
	リサイクル施設からの不燃残渣	t/年	82	29	51	21	35

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります

出典：上郡町埋立ごみ集計表

第4節 ごみ減量・資源化の状況

1. 排出抑制

(1) ごみ分別の情報提供の充実

- ① 「ごみと資源の分け方・出し方」の冊子を作成し、燃えるごみ、燃やさないごみ及び資源ごみなどの分別排出区分を明確にするとともに周知徹底を図ります。
- ② 多くの住民に広報誌、ホームページ及びケーブルテレビなど多様な手段により情報を提供します。
- ③ 分別収集後、異物などが混入した場合の問題点をできる限り具体的に住民に伝えます。
- ④ ごみに関する相談で来庁される方や電話でのお問い合わせに対して、住民登録窓口と連携して転入者へごみの分別冊子やカレンダーを配布し、町の排出ルールの周知徹底などを図ります。
- ⑤ 分別ができていない家庭ごみについては、回収時、不適正排出ごみに啓発シールを貼付け収集できない理由を明確にし、排出ルールの徹底を図ります。
- ⑥ SNS (LINE) を活用し、AI チャットボットにより可能な範囲でごみ分別区分の返答を行います。
- ⑦ 表示看板及びステッカーを作成し、各ごみ集積所を設置してもらい、区分排出の徹底を図ります。
- ⑧ 古紙類の分別排出については、分かりやすい分別区分・名称の検討と、高齢者なども含め、分別区分を色分けしカラーによる見やすいカレンダーの作成を行います。



(2) 燃えるごみ減量施策

- ① 住民等及び事業者に対し、ホームページや広報紙を活用し燃えるごみ削減のご協力をお願いします。
- ② 3Rの呼びかけや、生ごみの水分を切る等の注意喚起を行います。

(3) 事業系ごみ減量施策

- ① ホームページでの啓発、パンフレットを作成し商工会を通じ啓発に取り組みます。
- ② 「簡易包装の実施」や「生ごみの飼料化」などによるごみの排出抑制、「梱包材の再使用や積極的な資源化」の取組強化を進めます。

(4) 直接搬入ごみの削減

住民等及び事業者に対し、直接搬入ごみ削減のご協力をお願いします。

(5) マイバックキャンペーンの実施

販売店と連携協定を締結し、マイバック持参運動を推進します。

(6) 学校教育との連携強化による環境学習の充実

小学4年生を対象にごみ処理施設見学会を実施し、ごみ処理施設見学会などの環境学習の充実を図ります。

(7) 食品ロス

本町では、事業所から排出される食べ残しなどによる生ごみの削減を推進するため、平成28年3月30日に誕生した「播磨科学公園都市圏域定住自立圏（たつの市・宍粟市・上郡町・佐用町）」で営業する飲食店や宿泊施設から食べきり運動協力店を募集し、ホームページにて環境にやさしい店舗の取り組みを紹介しています。また、環境省の主導により展開されている「3010運動」も推進しています。

食べ残しゼロ&生ごみ減量プロジェクト
食べきり運動協力店 募集!

食べ残し等による生ごみの削減のため、
 食材の使い切りや食べきりに取り組む
 飲食店、宿泊施設等を募集します!

下記の取組項目を1つ以上実践する店舗を協力店として登録し、
 播磨科学公園都市圏域定住自立圏市町でPRします。

- 小盛りメニュー等の導入
 (例) ごはん量の調整、小盛りメニューの設定、ハーフサイズメニューの設定等
- 食べ残しを減らすための呼びかけ実践
 (例) 注文受付時に適量注文を呼びかける、食べきり協力店である旨の呼びかけ、食事でのご飯の食べきり呼びかけ等
- 持ち帰り希望者への対応
 (例) 消費期限等を説明した上で持ち帰り提供、持ち帰り可能店であることの内案内、持ち帰り容器の設置等
- 生ごみ堆肥化、リサイクル
 (例) 事業者への生ごみ引き渡し、生ごみ処理機で堆肥化、リサイクル事業者等への委託による堆肥化等
- ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- その他、上記以外の食べ残しを減らすための工夫

- 対象店舗は、播磨科学公園都市圏域定住自立圏市町(たつの市・宍粟市・上郡町・佐用町)で営業する飲食店、宿泊施設等です。
- 申請を希望する事業者は、店舗ごとに所定の申請書様式に記載し、店舗の所在する市町へ提出してください。
- 登録した店舗には、PRポスターと登録証を交付しますので、店舗内のお見える所に掲示し、上記取組について積極的に来店者へPRしてください。
- 登録事業所名及び取組内容を定住自立圏市町ホームページ等で公表し、環境にやさしい店舗としてPRします。

【登録申請書提出先、お問い合わせ先】

たつの市 環境対策課 1005-1	たつの市 市民生活部 環境課	電話: 0791-64-3150
宍粟市 山崎町 中広瀬 133-6	宍粟市 市民生活部 環境課	電話: 0790-63-3506
赤穂郡 上郡町 大持 278	上郡町 住民課	電話: 0791-52-1115
佐用郡 佐用町 佐用3280-238	佐用町 住民課 (佐用クレーンセンター内)	電話: 0790-82-0293

※ 当事業は、播磨科学公園都市圏域定住自立圏連携事業として実施しています。

食べきり運動協力店 登録証

登録番号: 大環平〇〇-〇〇 店舗名: 〇〇〇〇料理屋 〇〇△△店

私たちは、食べ残しゼロ&生ごみ減量化を目指し、
 地球にやさしい環境づくりを実践します!

播磨科学公園都市圏域定住自立圏連携事業
 たつの市・宍粟市・上郡町・佐用町

3010 What's 3010? それは、とてもスモールな運動

3010 運動

宴会における大量の食品ロスが問題になっています

最初の **30**分

最後の **10**分

席で食べる時間を短くしましょうそれが3010運動です

今日の宴会からスタート!
3010 運動

2. 資源化の推進

(1) 雑がみ回収

現在1か月に1回実施している古紙類の回収に雑がみを加え、燃えるごみの排出量を削減し、資源ごみ排出量を増やすことを目指します。

【雑がみ】・・・名刺、手紙、封筒、コピー用紙、ノート、ラップの芯など
 (リサイクルマークのついてないその他の紙)

(2) 使用済み小型家電のステーション回収の実施

町内8ヶ所に専用ボックスを設置し回収を行う拠点回収に加え、ステーション回収を実施し、資源のリサイクルを推進します。



拠点ボックス回収

・専用の回収ボックス(幅40cm×高さ20cm)を町内8カ所に設置しています。

設置施設名	利用時間等
上郡町役場	開庁・開館時間内
町立上郡公民館	
町立山野里公民館	
町立高田公民館	
町立鞍居公民館	
町立赤松公民館	
町立船坂公民館	
町立梨ヶ原公民館	

※回収ボックスは施設内に設置していますので、施設の業務時間に合わせてご持参ください。

- ・一度回収ボックスに投入された小型家電は取り出すことができません。
- ・紙や袋などのごみは回収ボックスに入れないでください。

小さい方の投入口は
携帯電話・PHS専用です。



(3) 集団回収の啓発と推進

紙類、布類集団回収に対し奨励金を交付しています。現在は小学校が主体となり実施していますが、住民に対し、さらに集団回収のご協力をお願いします。

[上郡町資源ごみ集団回収奨励金交付]

交付対象	<ul style="list-style-type: none"> ○OPTA、子供会等を中心とする規模の団体 ○原則として年2回以上資源ごみ集団回収を実施する団体 ○営業を目的としない団体
回収品目	<ul style="list-style-type: none"> ○紙類(新聞紙、雑誌、ダンボール) ○布類
奨励金の額	<ul style="list-style-type: none"> ○紙類: 1kgあたり2円 ○布類: 1kgあたり2円 <p>※著しい社会情勢の変動等により、回収業者の引取りが困難となった場合は、引取経費相当を回収業者と協議のうえ決定し、奨励金に加算することができる。</p>

出典: 上郡町資源ごみ集団回収奨励金交付要綱

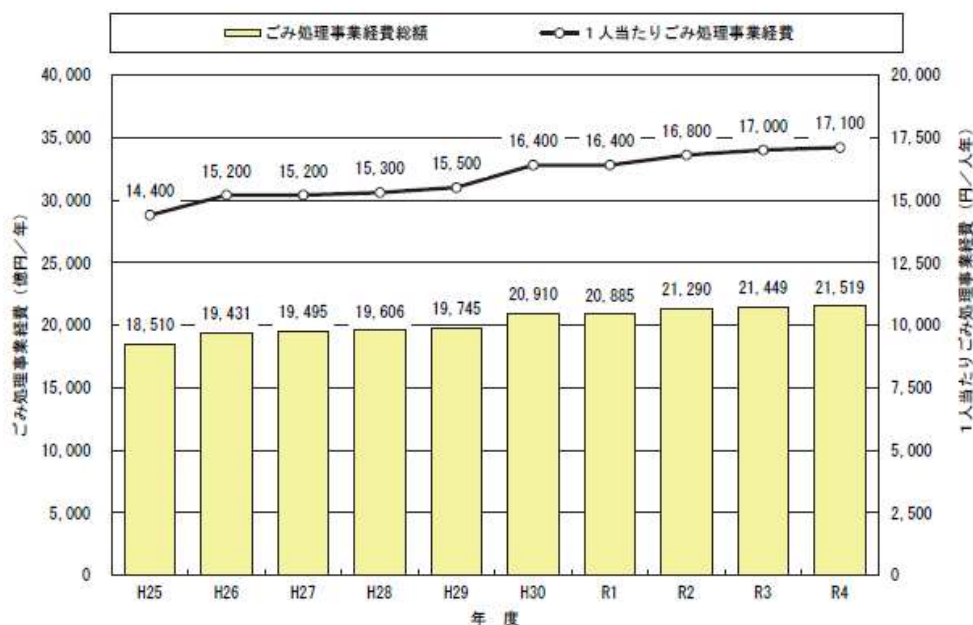
(4) プラスチック使用商品の分別収集

プラスチック資源循環促進法の施行により、プラスチック使用製品の分別収集・再商品化への取組について検討します。

3. 一般廃棄物処理事業経費

ごみ処理事業経費の全国平均の推移を図 2-9 に示します。全国的にはごみ処理事業経費は増加傾向にあります。

本町のごみ処理事業経費の実績を表 2-15 に、推移を図 2-10 に示します。ごみ処理事業経費は 200 百万円前後で推移し、令和 5 年度の一人あたりのごみ処理経費は約 14,000 円程度で全国平均より低くなっています。



出典：令和 4 年度版日本の廃棄物処理（環境省）

図 2-9 全国のごみ処理事業経費の推移

表 2-15 上郡町ごみ処理事業経費の実績

(千円)

歳出			R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
処理及び維持管理費	人件費	一般職	1,859	1,619	1,612	1,653	1,848	
		技能職	収集運搬	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0
			最終処分	196	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0	
		中間処理費	0	0	0	0	0	
		最終処分費	8,605	14,712	10,085	10,300	10,709	
	車両等購入費		0	0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費	70,446	71,093	71,093	71,093	71,093	
		中間処理費	0	0	0	0	0	
		最終処分費	7,915	8,247	28,985	8,094	7,987	
		その他	0	396	396	396	611	
	(組合分担金)		99,019	127,949	95,745	127,603	98,756	
	調査研究費		0	0	0	0	0	
	小計		188,040	224,016	207,916	219,139	191,004	
分担金除く		89,021	96,067	112,171	91,536	92,248		
その他		0	0	0	0	0		
合計		188,040	224,016	207,916	219,139	191,004		
分担金除く		89,021	96,155	112,171	91,536	92,248		
人口(人)		14,835	14,602	14,367	14,145	13,979		
1人あたりのごみ処理事業費(円/人)		12,675	15,341	14,472	15,492	13,664		

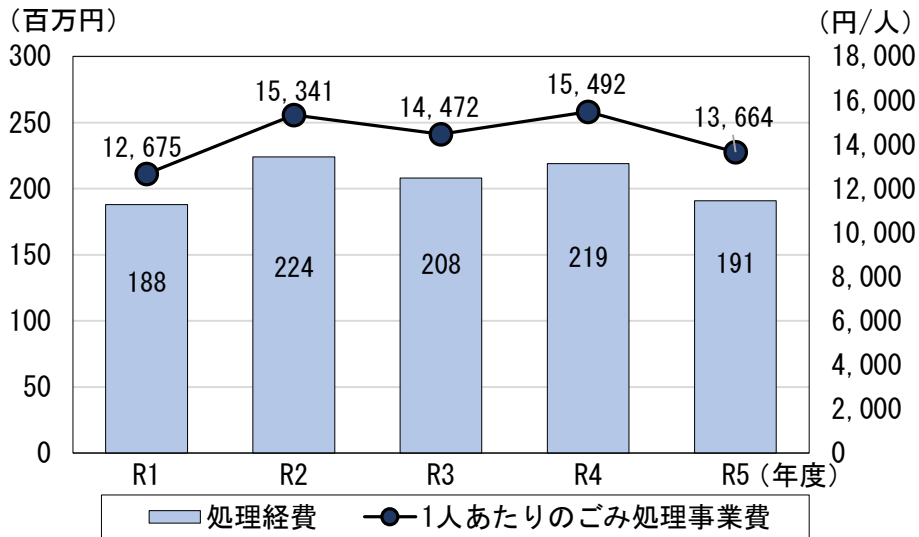


図 2-10 上郡町ごみ処理事業経費の推移

4. ごみ処理の評価

(1) 現行計画の数値目標

現行計画の目標年度における目標値の達成状況を表 2-16 に示します。

本町の年間のごみ排出量は人口の減少以上に減少しており、令和4年度の中間目標値を達成しています。

表 2-16 現行計画の目標値の達成状況

指標	実績	目標値		目標値の達成状況
	R5	R4 (中間)	R12 (長期)	
総排出量 (参考) ※ (t/年)	4,298	4,677	4,028	中間年度は達成。R12年度までに270t削減が必要
生活系ごみ (t/年)	2,965	目標値を設定せず低い水準を保つ (H27: 3,348 t/年)		低い水準で推移
事業系ごみ (t/年)	1,280	1,571	1,401	R12年度の目標値を達成
リサイクル率 (%)	20.1%	21.7%	22%	未達成
最終処分量 (t/年)	337	目標値を設定せず低い水準を保つ (H27: 702 t/年)		低い水準で推移
燃えるごみ (t/年)	3,533	3,404	2,869	中間年度を未達成。R12年度までに664t削減が必要

※総排出量(参考)は本町から発生する全てのごみ量を把握するため集団回収量を含む。

(2) 国の数値目標

国の数値目標に対する本町の実績の達成状況を表 2-17 に示します。1人1日あたりのごみ焼却量は目標年度の令和12年度までにあと111gの削減が必要です。また、再生利用率ははるかに少なく、7年後の令和12年度の目標達成は難しいと思われます。

表 2-17 第五次循環型社会形成推進基本計画の数値目標の達成状況

指標	R12	R5	目標値の達成状況
	目標値	実績	
1人1日あたりのごみ焼却量 (g/人日)	580	691	R12年度までに111gの削減が必要
再生利用率 (%)	44	20.1	未達成

(3) 県の数値目標

県の数値目標に対する本町の実績の達成状況を表 2-18 に示します。県の目標年度まではあと7年ありますが、最終処分に係る目標値は既に達成しています。1人1日あたりの事業系ごみ排出量及び再生利用率はわずかに達成していません。

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は令和12年度までにあと71gの削減が必要です。

表 2-18 兵庫県資源循環推進計画の数値目標の達成状況

指標	R12	R5	目標値の達成状況
	目標値	実績	
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 ^{※2} (g/人日)	459	530	R12年度までに71gの削減が必要
1人1日あたりの事業系ごみ排出量 ^{※2} (g/人日)	242	250	R12年度までに8gの削減が必要
最終処分に係る目標値	R2年度比削減率27%	50.1%削減	達成
再生利用率 (%)	21	20.1	R12年度までに0.9ポイントの増加が必要

(4) 類似都市との比較（ごみ処理システム分析）

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省、平成25年4月策定）（以下、「システム指針」と示す。）の中の、「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」を参考に、構成市町のシステム指針の評価を行います。評価に用いる偏差値は平均値を50とし、数値が大きいほど良好な状況を示しています。

本町と類似都市の比較結果を図2-11、表2-20に示します。本町と類似都市の平均を偏差値で比較すると、廃棄物からの資源回収率以外は平均値と同等となっています。

表 2-19 上郡町類似都市概要

兵庫県上郡町	人口	14,145人			
	産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	95.4%	Ⅲ次人口比率	67.3%
類似都市の概要	都市形態	町村			
	人口区分	Ⅲ	10,000人以上～15,000人未満		
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%未満、Ⅲ次人口比55%以上		

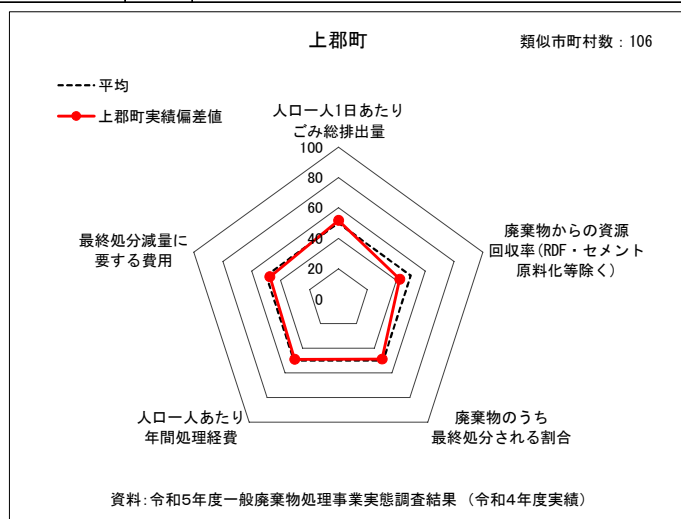


図 2-11 上郡町類似都市のデータとの比較と評価

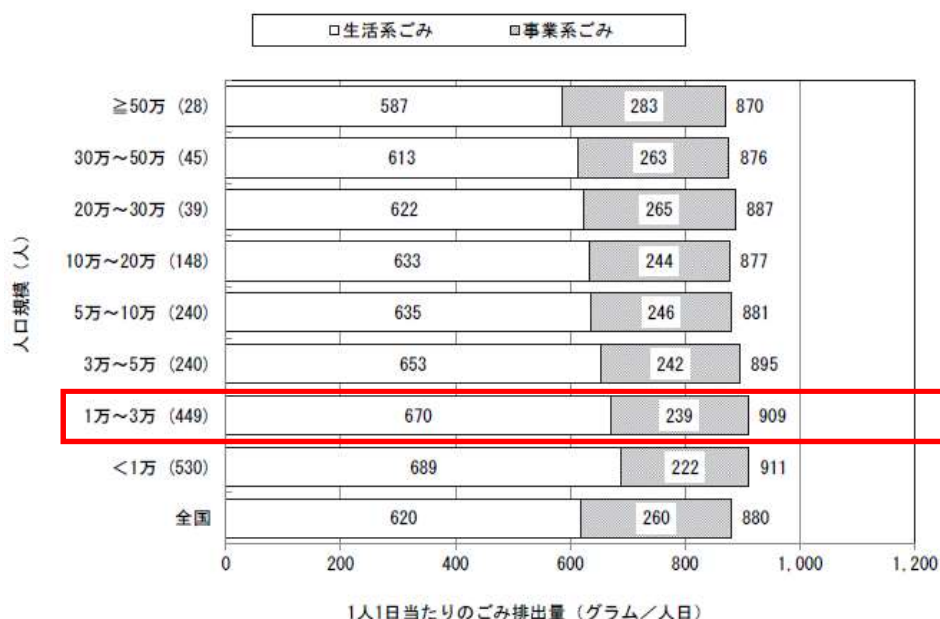
表 2-20 上郡町類似都市のデータとの比較と評価

標準的な指標	人口一人1日あたり ごみ総排出量	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメン ト原料化等除く)	廃棄物のうち 最終処分される 割合	人口一人あたり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(kg/人日)	(t/t)	(t/t)	(円/人年)	(円/t)
平均	0.942	0.162	0.079	16,615	49,367
最大	3.326	0.868	0.313	52,139	99,186
最小	0.536	0.053	0.000	4,122	10,442
標準偏差	0.308	0.104	0.057	7,848	18,568
上郡町実績	0.889	0.083	0.085	17,362	53,946
偏差値	51.7	42.4	48.9	49.0	47.5
実績の評価基準	実績は小さい方が 優れている	実績は大きい方が 優れている	実績は小さい方が 優れている	実績は小さい方が 優れている	実績は小さい方が 優れている
偏差値の評価	平均が100で数値が大きい方が評価が高い(グラフと同じ)				

5. ごみ処理の課題

(1) ごみの排出抑制

本町の令和4年度のごみ排出量と集団回収量の合計の原単位は885g/人日です。図2-12に示す人口規模別1人1日あたりのごみ排出量の同規模平均909g/人日を下回っています。また、家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量ともに減少傾向を示していることから、引き続き減少傾向を維持する必要があります。



※ごみ排出量：計画収集量+直接搬入量+資源ごみの集団回収量

出典：令和4年度版日本の廃棄物処理（環境省）

図 2-12 市町村の人口規模別1人1日あたりのごみ排出量（令和4年度実績）

(2) ごみの分別区分

本町は資源ごみとして容器・包装プラスチック、ペットボトル、新聞・雑誌、段ボール、紙パック、紙類、布類、缶類、ビン類を分別収集しています。本町の資源ごみ

排出量は若干減少傾向にあり、リサイクル率は20%程度で推移しています。一方で燃えるごみも減少傾向にあります。

ごみ減量は進んでいますが、ごみとして捨てられる資源の削減は重要で、ごみの分別の徹底を図る必要があります。

(3) 収集運搬

収集運搬について、近年、ステーションにごみ出しが困難な高齢者が増加するという問題が顕在化しています。本町では、訪問ボランティアが補助できる内容の一環にごみ出しがあり、高齢者への支援を実施しています。

今後は、収集運搬体制の一環として高齢者や障がい者などごみ出しが困難な住民に対し、自宅前まで戸別収集の実施を検討します。

(4) 中間処理

本町は平成25年度からにしはりまクリーンセンターにて中間処理しています。本町を含む組合圏域2市2町が連携し、より一層効果的なごみ処理を進めることを目的として整備された施設であり、焼却処理量は年々減少しています。今後も、更なるごみの削減を推進し、中間処理量を減らすことが必要です。

(5) 最終処分

本町は上郡町最終処分場で埋立処分しています。

本町の最終分量の削減は長期目標を達成していますが、今後も排出量を低い水準に保つことが必要です。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本方針

本町は循環型社会を構築するための基本方針として、「排出抑制の推進」「環境領域・普及啓発活動の推進」「リサイクル体制の構築・推進」の3項目を、各主体の協力のもと総合的に進めていきます。そのうち「リサイクル体制の構築・推進」については、ごみを燃やした後に残る焼却灰を埋立てるのではなく、セメント原料として再利用することで、最終処分量の減量とリサイクル率の向上を図っています。また、「排出抑制の推進」と「環境領域・普及啓発活動の推進」については、地域特性を活かした取組により循環型社会の形成を図っていきます。今後も住民の皆様のご理解ご協力により、ごみになるものを減らしていただき、まだ使える物は再使用していただくことなどで、循環型社会の形成をより一層推進します。



図3-1 基本方針について

第2節 ごみの排出量及び処理量の見込み

1. 人口推計

(1) 本町による推計及びトレンド推計

本町の人口推計を以下に示します。

町の総合計画における人口推計、人口問題研究所人口推計及び過去の実績からトレンド式で推計した結果を表3-1に示します。

【参考】

※1：人口ビジョン

平成26年12月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案して、各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。

※2：人口問題研究所人口推計

「国立社会保障・人口問題研究所」の略。社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うことを通じて、国民の福祉向上に貢献することを目的として、平成8年12月に厚生労働省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所が統合して設立した組織。

人口問題研究所は、人口と世帯に関する将来推計を全国と地域単位で実施し、「日本の将来推計人口」、「日本の地域別将来推計人口」、ならびに「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」、「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」として公表している。

本計画では日本の地域別将来人口推計（令和5年推計）を使用している。

※3：トレンド推計

時間の経過に沿って変化する現象（傾向）が今後も続くものと仮定して、一定の規則性をもつ傾向線モデル（推計式）により将来の数値を推計する方法である。

人口やごみ量推計に最も用いられる。

表3-1 上郡町将来人口推計結果

(単位：人)

年度	実績値 (10/1)	上郡町人口ビジョン※		人口問題 研究所 人口推計 (各年10月1 日)	推計値						
		現状の傾向 まま推移した 場合の将来 人口	将来展望を 達成した場合 の将来人口		直線	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック	2次関数	
実績	H26 (2014)	16,200			-	-	-	-	-	-	-
	H27 (2015)	15,914			-	-	-	-	-	-	-
	H28 (2016)	15,643			-	-	-	-	-	-	-
	H29 (2017)	15,351			-	-	-	-	-	-	-
	H30 (2018)	15,062			-	-	-	-	-	-	-
	R1 (2019)	14,835			-	-	-	-	-	-	-
	R2 (2020)	14,602			-	-	-	-	-	-	-
	R3 (2021)	14,367			-	-	-	-	-	-	-
	R4 (2022)	14,145			-	-	-	-	-	-	-
	R5 (2023)	13,979	13,979	13,979	-	-	-	-	-	-	-
推計	R6 (2024)	-	13,699	13,812	13,724	13,636	14,122	14,138	13,683	13,372	13,325
	R7 (2025)	-	13,421	13,645	13,468	13,386	14,035	14,057	13,457	12,992	12,914
	R8 (2026)	-	13,150	13,478	13,211	13,136	13,955	13,983	13,235	12,592	12,474
	R9 (2027)	-	12,879	13,311	12,954	12,886	13,881	13,914	13,017	12,173	12,003
	R10 (2028)	-	12,608	13,144	12,697	12,636	13,812	13,851	12,803	11,737	11,503
	R11 (2029)	-	12,337	12,977	12,440	12,386	13,747	13,792	12,592	11,286	10,974
	R12 (2030)	-	12,066	12,810	12,184	12,136	13,687	13,737	12,384	10,821	10,415
	R13 (2031)	-	11,801	12,643	11,932	11,887	13,629	13,685	12,180	10,344	9,830
	R14 (2032)	-	11,536	12,476	11,680	11,637	13,575	13,636	11,979	9,860	9,220
	R15 (2033)	-	11,271	12,309	11,428	11,387	13,524	13,590	11,782	9,369	8,588
	R16 (2034)	-	11,006	12,142	11,176	11,137	13,475	13,546	11,587	8,876	7,939
	R17 (2035)	-	10,741	11,975	10,926	10,887	13,429	13,504	11,396	8,382	7,277
	R18 (2036)	-	10,485	11,808	10,683	10,637	13,384	13,465	11,208	7,892	6,607
	R19 (2037)	-	10,229	11,641	10,440	10,387	13,342	13,427	11,024	7,409	5,938
	R20 (2038)	-	9,973	11,474	10,197	10,138	13,301	13,391	10,842	6,934	5,275
	R21 (2039)	-	9,717	11,307	9,954	9,888	13,262	13,356	10,663	6,470	4,627
	推計式		-	-	-	$y=a \cdot x+b$	$y=a \cdot \ln x+b$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot b^x$	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$	$y=a \cdot x^2+b \cdot x+c$
係数	a	-	-	-	-249.8545	-1,000.3627	16,567.7332	16,427.8970	0.0983	0.9100	
	b	-	-	-	16,384.0000	16,520.7891	-0.0661	0.9835	-0.1108	1.1077	
	c(k)	-	-	-	-	-	-	-	17,820.0000	17,820.0000	
重相関係数		-	-	-	0.9953	0.9352	0.9236	0.9976	0.9737	0.9701	

※ 「上郡町人口ビジョン 令和2年3月 一部改正」

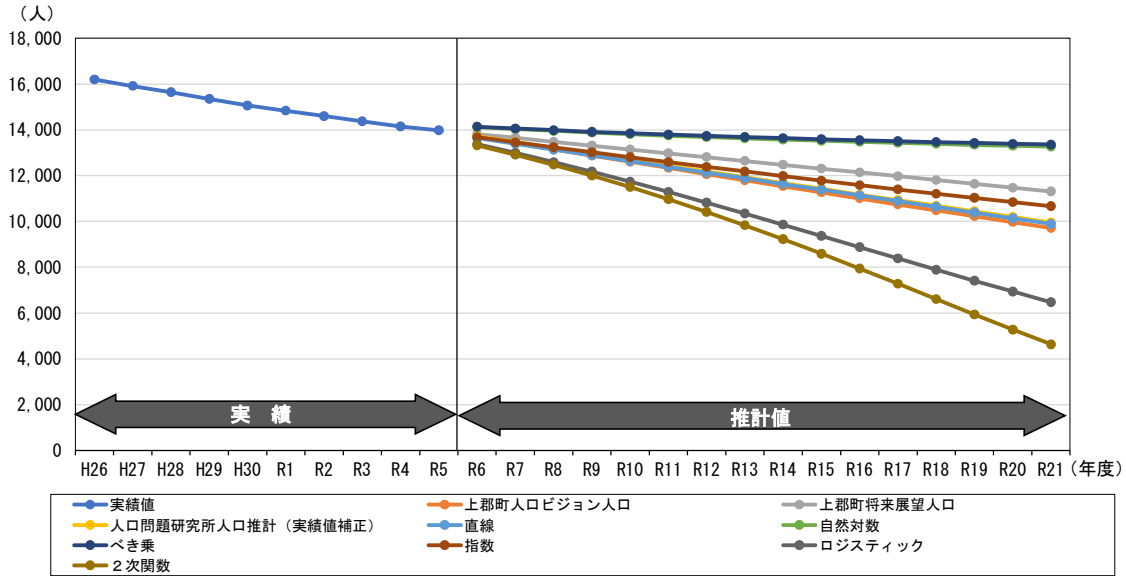


図 3-2 上郡町将来人口推計結果

人口推計の結果、トレンド推計による推計結果の相関はいずれの推計式でも良好で、令和 21 年度の推計結果で最も大きかったのは 13,356 人（べき乗式）、最少は 2 次関数の 4,627 人でした。この推計に上郡町人口ビジョンと上郡町将来展望人口・人口問題研究所人口推計を加え検討しました。上郡町将来展望人口は町独自推計に実績補正を加えて比較しました。

いずれの推計結果も人口減少になりますが、最大値と最小値ですと、この推計値では約 8,700 人の差があります。そこで、本計画では最大値と最小値の間で中位にあり、町の将来人口として、図 3-3 に示す町独自推計を採用します。

目標年度の令和 21 年度の将来人口は 11,307 人となり、令和 5 年度実績から 2,672 人の減少となります。

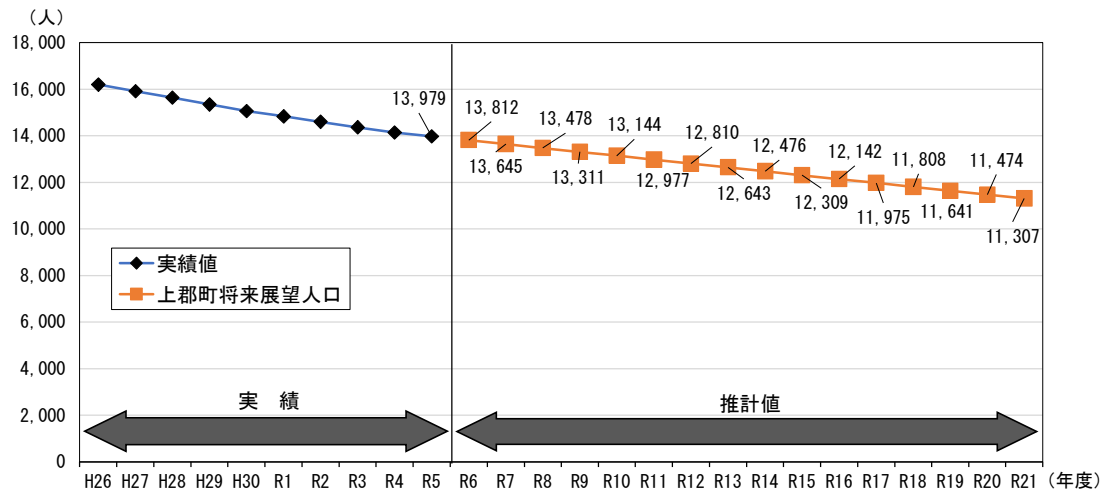


図 3-3 上郡町将来人口

2. ごみ排出量の将来推計

(1) 推計方法

ごみ排出量の将来推計は図3-4に示すように、ごみの排出量の抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合（以下「現状のまま推移した場合」という。）のごみ排出量の推計を行い、次に家庭、事業所等におけるごみ排出量の抑制、再生利用の促進のために実施する施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成後のごみ排出量（以下「目標達成した場合」という。）を推計します。

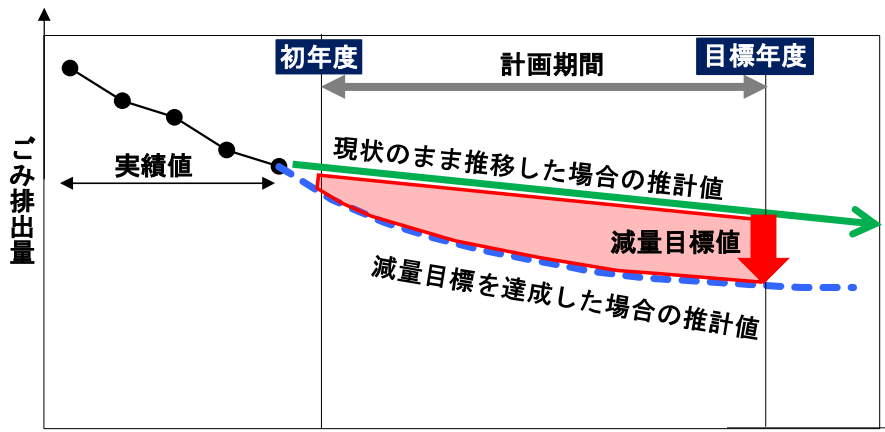


図3-4 ごみ排出量推計方法のイメージ図

将来のごみ排出量は表3-2に示す項目について、表3-3に示す2つの方法で推計した結果を比較し選定します。推計する項目は排出形態別（家庭系ごみ、事業系ごみ）に推計します。ごみ排出量の推計フローを図3-5に示します。

表3-2 推計する項目

推計する項目	内容
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	家庭から排出されるごみ区分別のごみにおける1人1日あたりの排出量を推計する。
1日あたりの事業系ごみ排出量	事業所から排出されるごみ区分別のごみにおける1日あたりの排出量を推計する。

表3-3 推計の方法

推計方法	内容
トレンド推計法	各項目の実績が今後も続くものとして、6種類のトレンド式を使用して推計する方法。
直近（直近数年）の実績	現状のまま推移した場合のごみ排出量であるため、将来も直近令和5年度実績値が続くと仮定して推計する方法。 例えば、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（g/人日）や事業系ごみ排出量を固定。

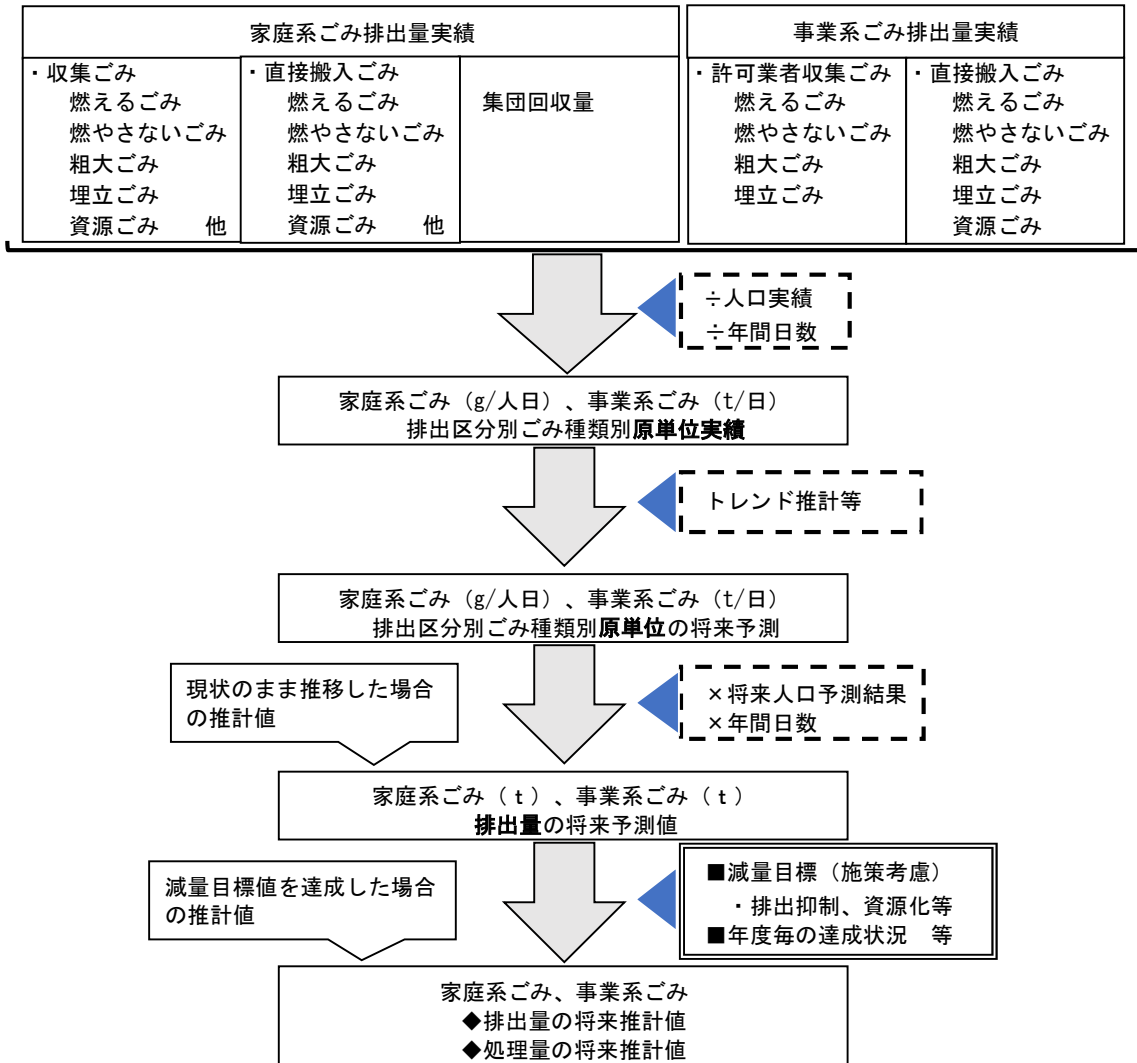


図 3-5 ごみ排出量の推計フロー

3. 現状のまま推移した場合の推計結果

(1) 家庭系ごみ排出量の将来推計値の設定

家庭系収集ごみ、直接搬入ごみ毎のごみ種類別の1人1日あたりの排出量（原単位）についてトレンド式により推計した結果を踏まえて、それぞれのごみ種類の将来推計値を表3-4に示すとおり設定しました。

表 3-4 本町の家庭系ごみの種類別将来推計値の設定

ごみ種類		将来推計値の設定結果
収集	燃えるごみ	いずれのトレンド式も良好な相関がないことから、令和5年度実績を維持すると設定
	燃やさないごみ	いずれのトレンド式も良好な相関がないことから、令和5年度実績を維持すると設定
	粗大ごみ	いずれのトレンド式も良好な相関がないことから、令和5年度実績を維持すると設定
	埋立ごみ	いずれのトレンド式も良好な相関がないことから、令和5年度実績を維持すると設定

	資源ごみ	いずれのトレンド式も良好な相関がないことから、令和5年度実績を維持すると設定
	その他のごみ	実績が一定で推移していることから、令和5年度実績を維持すると設定
直接搬入	燃えるごみ	いずれのトレンド式も良好な相関がないことから、令和5年度実績を維持すると設定
	燃やさないごみ	いずれのトレンド式も良好な相関がないことから、令和5年度実績を維持すると設定
	粗大ごみ	いずれのトレンド式も良好な相関がないことから、令和5年度実績を維持すると設定
	埋立ごみ	いずれのトレンド式も良好な相関がないことから、令和5年度実績を維持すると設定
	資源ごみ	実績量がわずかで、しかも減少していることから、令和5年度実績を維持すると設定
	その他のごみ	実績量が0のため、令和5年度実績を維持すると設定
集団回収		自然対数式、べき乗式は比較的良好な相関であったが大きく減少傾向であった。排出量の実績が減少傾向にあるが、令和5年度実績を維持すると設定

(2) 事業系ごみ排出量の将来推計値の設定

事業系ごみの1日あたりの排出量についてトレンド式により推計した結果を踏まえて将来推計値を表3-5に示すとおり設定しました。

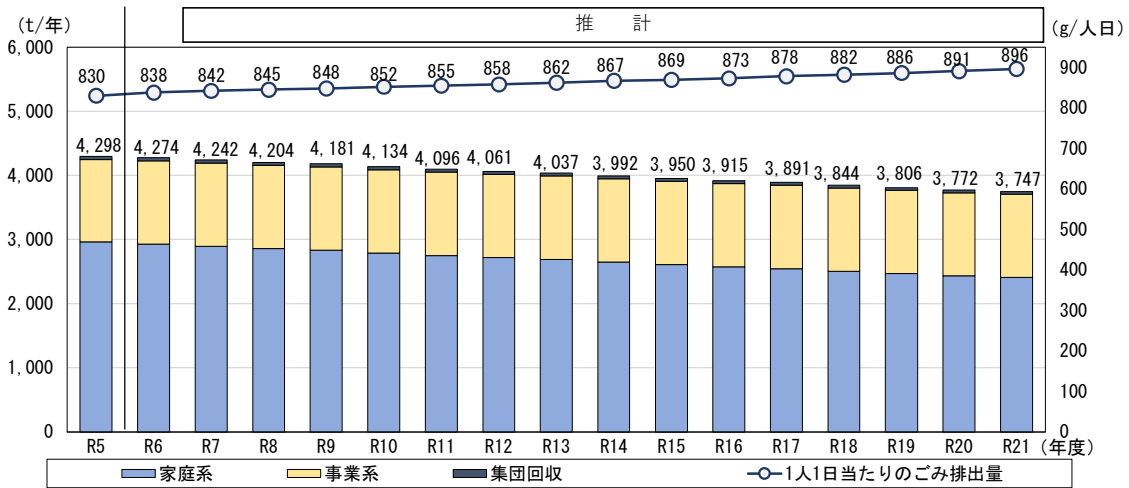
表3-5 本町の事業系ごみの将来推計値の設定

ごみ種類		将来推計値の設定結果
許可業者 収集	燃えるごみ	いずれのトレンド式も良好な相関がないことから、令和5年度実績を維持すると設定
	燃やさないごみ	いずれのトレンド式も良好な相関がないことから、令和5年度実績を維持すると設定
	粗大ごみ	2次関数式以外は良好、比較的良好な相関の式があったが、いずれも大きく減少傾向であった。排出量の実績が少量、減少傾向にあるため、令和5年度実績を維持すると設定
	埋立ごみ	実績量が0のため、令和5年度実績を維持すると設定
直接搬入	燃えるごみ	いずれのトレンド式も良好な相関がないことから、令和5年度実績を維持すると設定
	燃やさないごみ	いずれのトレンド式も良好な相関がないことから、令和5年度実績を維持すると設定
	粗大ごみ	いずれのトレンド式も良好な相関がないことから、令和5年度実績を維持すると設定
	埋立ごみ	いずれのトレンド式も良好な相関がないことから、令和5年度実績を維持すると設定
	資源ごみ	実績量が0のため、令和5年度実績を維持すると設定

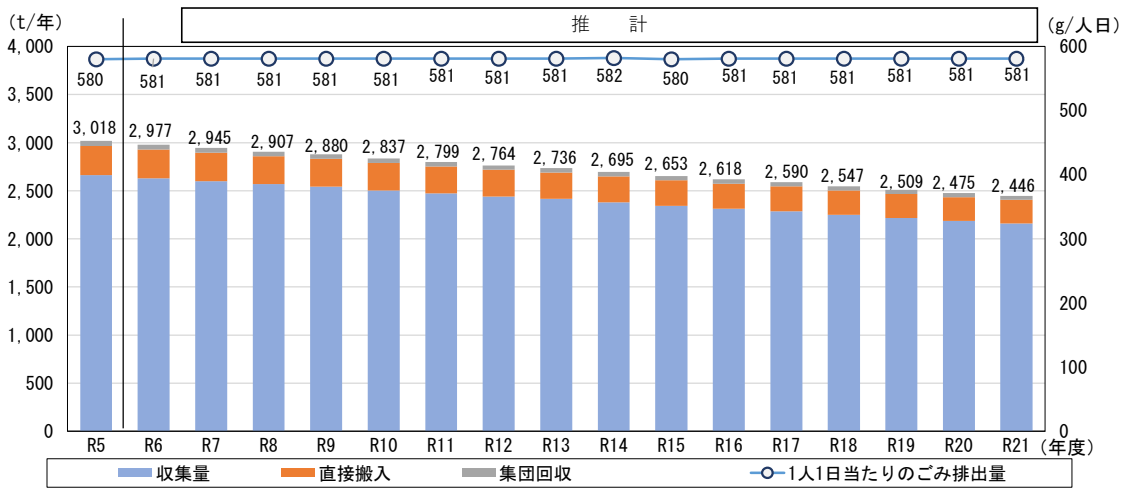
(3) 現状のまま推移した場合のごみ排出量の将来予測結果

家庭系ごみ1人1日あたりの排出量、事業系ごみ1日あたりの排出量の将来推計結果から、目標年度まで各年度のごみ排出量の将来予測結果を図3-6、表3-6に示します。

[ごみ排出量計]



[家庭系ごみ排出量]



[事業系ごみ排出量]

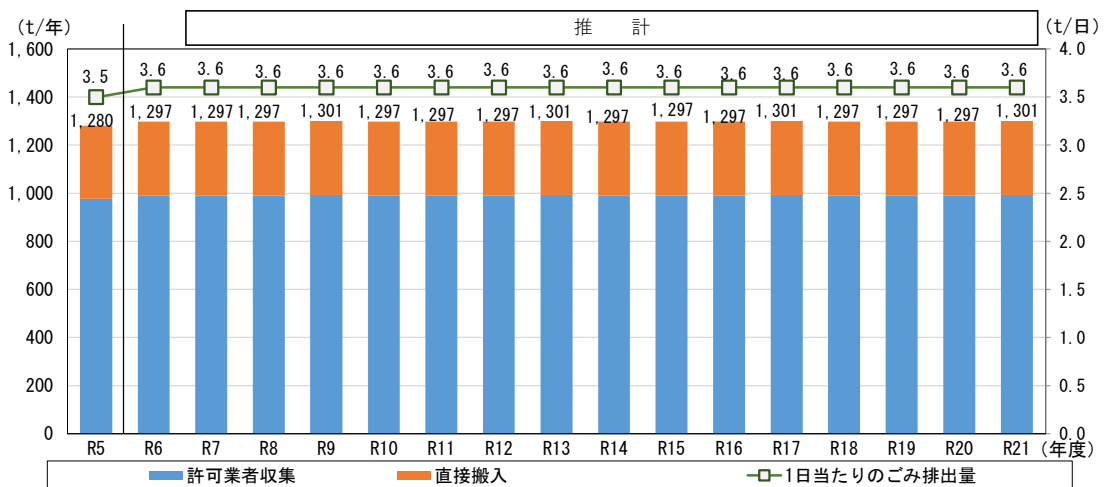


図3-6 本町の現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測結果

表3-6 本町の現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測結果

ごみ種類		年度	2025 R7 初	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12 中間目標	2035 R17 中間目標	2039 R21 計画目標		
人口		人	13,645	13,478	13,311	13,144	12,977	12,810	11,975	11,307		
家庭系	収集	燃えるごみ	t/年	2,226	2,199	2,178	2,145	2,117	2,090	1,959	1,850	
			g/人日	447	447	447	447	447	447	447	447	
		燃やさないごみ	t/年	50	49	49	48	47	47	44	41	
			g/人日	10	10	10	10	10	10	10	10	
		粗大ごみ	t/年	55	54	54	53	52	51	48	46	
			g/人日	11	11	11	11	11	11	11	11	
		埋立ごみ	t/年	25	25	24	24	24	23	22	21	
			g/人日	5	5	5	5	5	5	5	5	
	資源ごみ	t/年	239	236	234	230	227	224	210	199		
		g/人日	48	48	48	48	48	48	48	48		
	その他のごみ	t/年	5	5	5	5	5	5	4	4		
		g/人日	1	1	1	1	1	1	1	1		
	計	t/年	2,600	2,568	2,544	2,505	2,472	2,440	2,287	2,161		
		g/人日	522	522	522	522	522	522	522	522		
家庭系	直接搬入	燃えるごみ	t/年	100	98	97	96	95	94	88	83	
			g/人日	20	20	20	20	20	20	20	20	
		燃やさないごみ	t/年	5	5	5	5	5	5	4	4	
			g/人日	1	1	1	1	1	1	1	1	
		粗大ごみ	t/年	125	123	122	120	118	117	110	103	
			g/人日	25	25	25	25	25	25	25	25	
		埋立ごみ	t/年	60	59	58	58	57	56	53	50	
			g/人日	12	12	12	12	12	12	12	12	
	資源ごみ	t/年	5	5	5	5	5	5	4	4		
		g/人日	1	1	1	1	1	1	1	1		
	その他のごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0		
		g/人日	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	t/年	295	290	287	284	280	277	259	244		
		g/人日	59	59	59	59	59	59	59	59		
家庭系計		t/年	2,895	2,858	2,831	2,789	2,752	2,717	2,546	2,405		
	g/人日	581	581	581	581	581	581	581	581			
	資源除く	t/年	2,651	2,617	2,592	2,554	2,520	2,488	2,332	2,202		
	g/人日	532	532	532	532	532	532	532	532			
事業系	許可業者 収集	燃えるごみ	t/年	949	949	952	949	949	949	952	952	
			t/日	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	
		燃やさないごみ	t/年	4	4	4	4	4	4	4	4	
			t/日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
		粗大ごみ	t/年	37	37	37	37	37	37	37	37	
			t/日	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	
		埋立ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	
			t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	計	t/年	990	990	993	990	990	990	993	993		
		g/人日	199	201	204	206	209	212	227	240		
		t/日	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7		
	事業系	直接搬入	燃えるごみ	t/年	76	76	76	76	76	76	76	76
				t/日	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21
			燃やさないごみ	t/年	4	4	4	4	4	4	4	4
			t/日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
粗大ごみ			t/年	7	7	7	7	7	7	7	7	
			t/日	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
埋立ごみ			t/年	219	219	220	219	219	219	220	220	
			t/日	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
資源ごみ	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1			
	t/日	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003			
計	t/年	307	307	308	307	307	307	308	308			
	g/人日	62	62	63	64	65	66	70	74			
	t/日	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8			
事業系計		t/年	1,297	1,297	1,301	1,297	1,297	1,297	1,301	1,301		
	g/人日	260	264	267	270	274	277	297	314			
	t/日	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6			
	資源除く	t/年	1,296	1,296	1,300	1,296	1,296	1,296	1,300	1,300		
	g/人日	260	263	267	270	274	277	297	314			
	t/日	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6			
合計		t/年	4,192	4,155	4,132	4,086	4,049	4,014	3,847	3,706		
		g/人日	842	845	848	852	855	858	878	896		
		t/日	11.5	11.4	11.3	11.2	11.1	11.0	10.5	10.1		
		資源除く	t/年	3,947	3,913	3,892	3,850	3,816	3,784	3,632	3,502	
	g/人日	793	795	799	802	806	809	829	846			
	t/日	10.8	10.7	10.6	10.5	10.5	10.4	9.9	9.6			
集団回収量		t/年	50	49	49	48	47	47	44	41		
	g/人日	10	10	10	10	10	10	10	10			
総排出量（集団回収含む）		t/年	4,242	4,204	4,181	4,134	4,096	4,061	3,891	3,747		
	g/人日	852	855	858	862	865	869	888	905			
	t/日	11.6	11.5	11.4	11.3	11.2	11.1	10.6	10.2			

4. 目標値の設定

(1) 目標とする指標

本計画では国や県及び現行計画の減量目標の指標を考慮して下記を指標とします。

指標 1 : ○1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源除く）（g/人日）

指標 2 : ○事業系ごみ排出量（t/年）

指標 3 : ○リサイクル率（%）

指標 4 : ○最終処分量（t/年）

指標 5 : ○1人1日あたりのごみ焼却量（g/人日）

指標と減量目標値を表3-7に示します。

■指標 1 : 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源除く）

県計画及びにしはりま環境事務組合一般廃棄物処理基本計画の指標であり、かつ、現行計画の指標を人口の増減の影響を受けない1人1日あたりの排出量とし、資源を除いたものです。本町の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源含まない）の令和5年度実績（530g/人日）は県計画の令和12年度の目標値（459g/人日）や第四次循環型社会形成推進基本計画の令和7年度の目標値（440g/人日）を達成していません。

本計画では上記の目標値の減量率から、計画期間がさらに長いことを考慮し、令和21年度までに20%削減した424g/人日を目標値とします。

■指標 2 : 事業系ごみ排出量

現行計画の指標であり令和12年度の目標値をすでに達成しています。一方、県計画の令和12年度の目標値は達成していませんが、令和12年度までには達成可能な状況です。したがって、本計画では県計画の令和12年度までの減少率を令和21年度まで削減を持続させたとし、5%削減した1,216t/年を目標とします。

■指標 3 : リサイクル率

現行計画、県計画の指標ですが、わずかに目標年度の目標値は未達成です。しかしながら、リサイクル率は排出抑制の推進、資源化物の軽量化、ペーパーレス化の推進など、資源化物の増加を見込む要因は少なくなっています。本計画においても、排出抑制や家庭系ごみ、事業系ごみともに減量を目指すことから、リサイクル率の現状維持を目標とします。

■指標 4 : 最終処分量

指標 1 から指標 3 の達成により求められた値から設定します。

■指標 5 : 1人1日あたりのごみ焼却量

第5次循環型社会推進基本計画の目標指標です。指標 1 から指標 3 の達成により求められた値から設定します。

表 3-7 本計画における減量指標と目標値

指標		実績	目標年度
		R5 年度	R21 年度
指標 1	1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量（資源除く）(g/人日)	530	424 以下
指標 2	事業系ごみ排出量 (t/年)	1,280	1,216 以下
指標 3	リサイクル率 (%)	20.1	20 以上
指標 4	最終処分量 (t/年)	337	現状維持以下
指標 5	1 人 1 日あたりのごみ焼却量 (g/人日)	691	613

5. 減量目標値を達成した場合の将来推計結果

減量目標を達成した場合の家庭系ごみ 1 人 1 日あたりの排出量、事業系ごみ 1 日あたりの排出量の将来推計結果から、目標年度まで各年度のごみ排出量の将来予測結果を表 3-8 に示します。

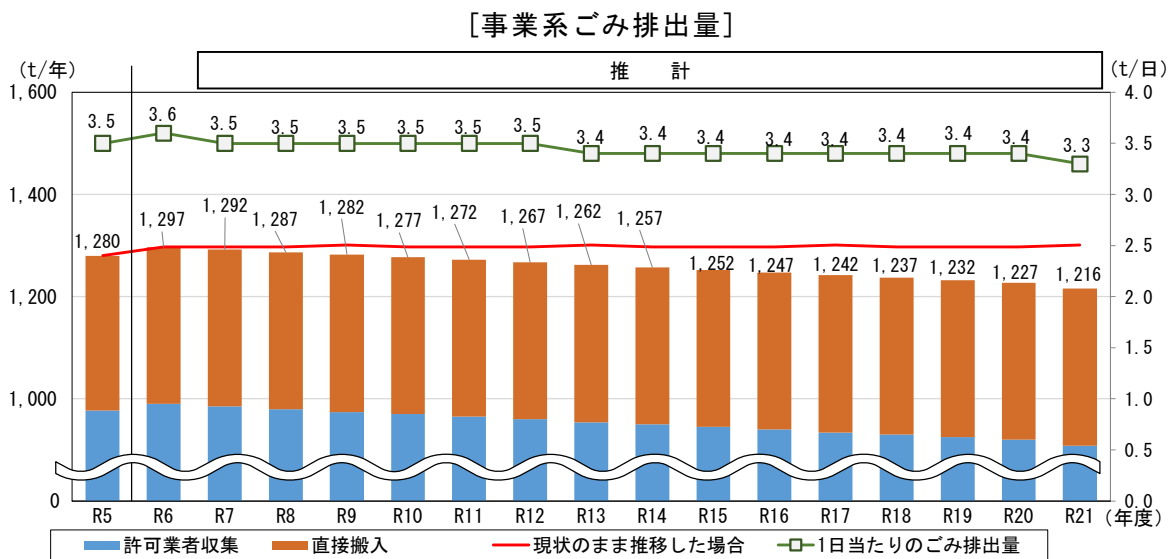
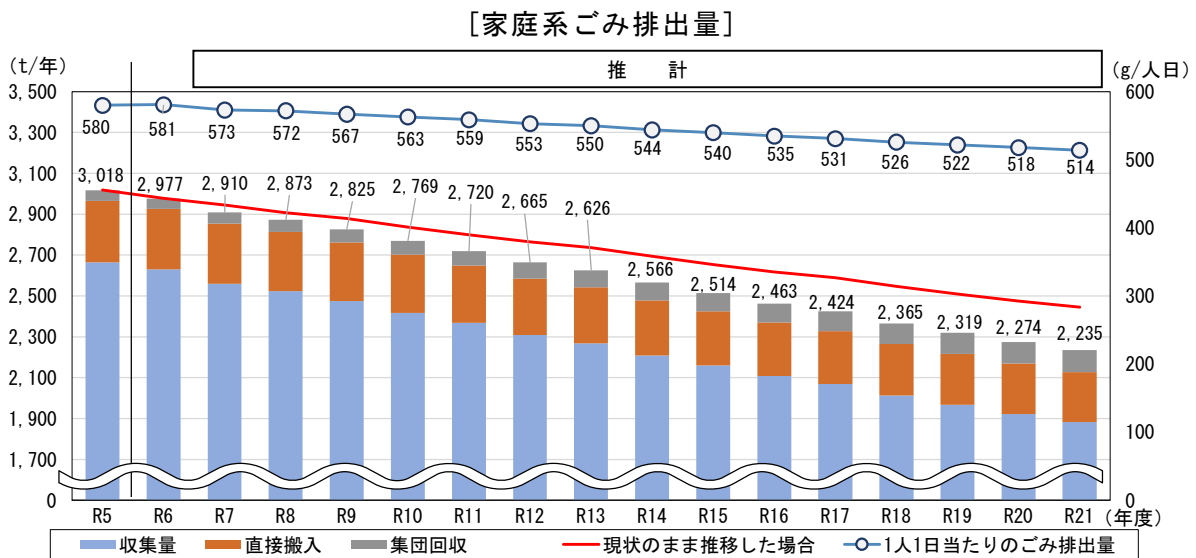
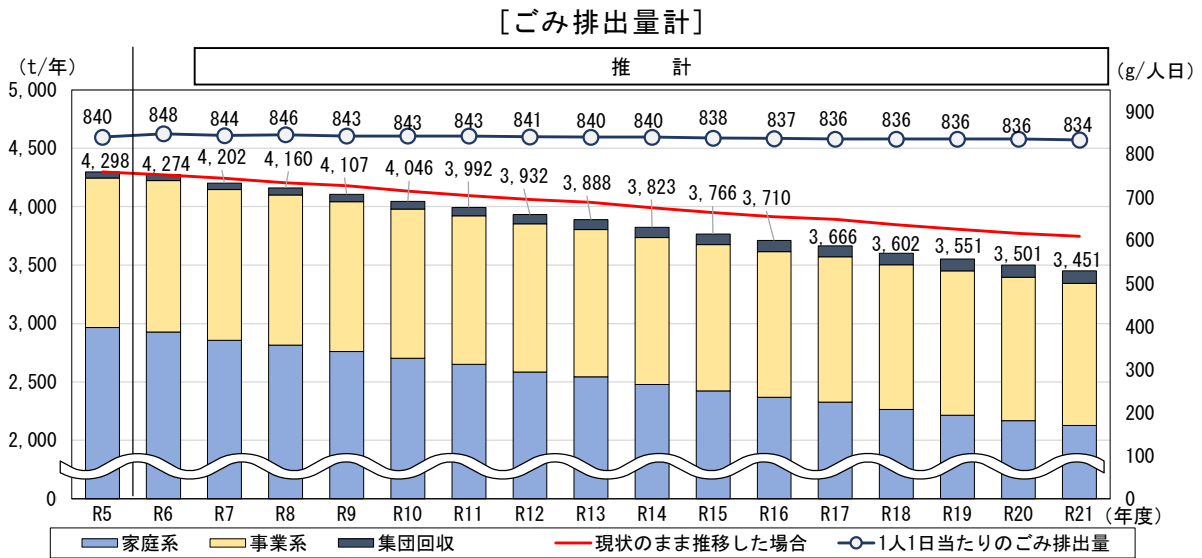


図 3-7 本町の減量目標を達成した場合のごみ排出量の予測結果

表 3-8 減量目標を達成した場合のごみ排出量の推計結果

ごみ種類		年度	2025 R7 初	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12 中間目標	2035 R17 中間目標	2039 R21 計画目標	
人口		人	13,645	13,478	13,311	13,144	12,977	12,810	11,975	11,307	
家庭系	収集	燃えるごみ	t/年	2,166	2,120	2,056	1,991	1,928	1,861	1,565	1,349
			g/人日	435	431	422	415	407	398	357	326
		食ロス削減	g/人日	1	1	2	2	3	3	6	8
		水切り徹底	g/人日	5	3	5	6	7	9	16	22
		紙類・布→資源へ	g/人日	3	5	8	11	14	16	30	41
		紙類・布→集団回収へ	g/人日	1	2	3	4	5	7	12	16
		不燃物類→燃やさないごみへ	g/人日	1	2	3	3	4	5	10	13
		発生抑制	g/人日	1	3	4	6	7	9	16	21
		燃やさないごみ	t/年	55	59	63	62	66	70	88	95
			g/人日	11	12	13	13	14	15	20	23
		不燃物類→燃やさないごみへ	g/人日	1	2	3	3	4	5	10	13
		粗大ごみ	t/年	55	54	54	53	52	51	48	46
			g/人日	11	11	11	11	11	11	11	11
	埋立ごみ	t/年	25	25	24	24	24	23	22	21	
		g/人日	5	5	5	5	5	5	5	5	
	資源ごみ	t/年	254	261	273	283	294	299	342	368	
		g/人日	51	53	56	59	62	64	78	89	
	紙類・布→資源へ	g/人日	3	5	8	11	14	16	30	41	
	その他のごみ	t/年	5	5	5	5	5	5	4	4	
		g/人日	1	1	1	1	1	1	1	1	
計	t/年	2,560	2,524	2,475	2,418	2,369	2,309	2,069	1,883		
	g/人日	514	513	508	504	500	494	472	455		
直接搬入	燃えるごみ	t/年	100	98	97	96	95	94	88	83	
		g/人日	20	20	20	20	20	20	20	20	
	燃やさないごみ	t/年	5	5	5	5	5	5	4	4	
		g/人日	1	1	1	1	1	1	1	1	
	粗大ごみ	t/年	125	123	122	120	118	117	110	103	
		g/人日	25	25	25	25	25	25	25	25	
	埋立ごみ	t/年	60	59	58	58	57	56	53	50	
		g/人日	12	12	12	12	12	12	12	12	
	資源ごみ	t/年	5	5	5	5	5	5	4	4	
		g/人日	1	1	1	1	1	1	1	1	
	その他のごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	
		g/人日	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	t/年	295	290	287	284	280	277	259	244	
	g/人日	59	59	59	59	59	59	59	59		
家庭系計		t/年	2,855	2,814	2,762	2,702	2,649	2,586	2,328	2,127	
	g/人日	573	572	567	563	559	553	531	514		
資源除く		t/年	2,596	2,548	2,484	2,414	2,350	2,282	1,982	1,755	
	g/人日	521	518	510	503	496	488	452	424		
事業系	許可業者 収集	燃えるごみ	t/年	944	939	933	929	924	919	893	867
			t/日	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4
		燃やさないごみ	t/年	4	4	4	4	4	4	4	4
			t/日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		粗大ごみ	t/年	37	37	37	37	37	37	37	37
			t/日	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
		埋立ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0
			t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		計	t/年	985	980	974	970	965	960	934	908
			g/人日	198	199	200	202	204	205	213	219
		t/日	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	
	直接搬入	燃えるごみ	t/年	76	76	76	76	76	76	76	76
			t/日	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21
		燃やさないごみ	t/年	4	4	4	4	4	4	4	4
			t/日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		粗大ごみ	t/年	7	7	7	7	7	7	7	7
			t/日	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		埋立ごみ	t/年	219	219	220	219	219	219	220	220
			t/日	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
		資源ごみ	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1
		t/日	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	
計	t/年	307	307	308	307	307	307	308	308		
	g/人日	62	62	63	64	65	66	70	74		
	t/日	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8		
事業系計		t/年	1,292	1,287	1,282	1,277	1,272	1,266	1,242	1,216	
	g/人日	259	262	263	266	269	271	283	294		
	t/日	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	3.3		
資源除く		t/年	1,291	1,286	1,281	1,276	1,271	1,266	1,241	1,215	
	g/人日	259	261	263	266	268	271	283	294		
	t/日	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	3.3		
合計		t/年	4,147	4,101	4,044	3,979	3,921	3,853	3,570	3,343	
	g/人日	833	834	830	829	828	824	815	808		
	t/日	11.4	11.2	11.0	10.9	10.7	10.6	9.8	9.1		
資源除く		t/年	3,887	3,834	3,765	3,690	3,621	3,548	3,223	2,970	
	g/人日	780	779	773	769	764	759	735	718		
	t/日	10.6	10.5	10.3	10.1	9.9	9.7	8.8	8.1		
集団回収量		t/年	55	59	63	67	71	79	96	108	
	g/人日	11	12	13	14	15	17	22	26		
	t/日	1	2	3	4	5	7	12	16		
紙類・布→集団回収へ		t/年	55	59	63	67	71	79	96	108	
	g/人日	11	12	13	14	15	17	22	26		
	t/日	1	2	3	4	5	7	12	16		
総排出量（集団回収含む）		t/年	4,202	4,160	4,107	4,046	3,992	3,932	3,666	3,451	
	g/人日	844	846	843	843	843	841	836	834		
	t/日	11.5	11.4	11.2	11.1	10.9	10.8	10.0	9.4		

第3節 計画推進方法

本町ではごみ削減目標を達成するために、PDCA サイクル（計画の策定、実行、評価、改善）による計画の進行管理を行います。Plan（計画）については、前計画の中間評価によって明らかとなった課題について解決可能な計画を策定しました。Do（実行）については、下記に示す施策などを実施します。Check（評価）は年度毎に実施することを基本とし、Action（改善）は概ね5年を目処に計画の適正化を図ります。

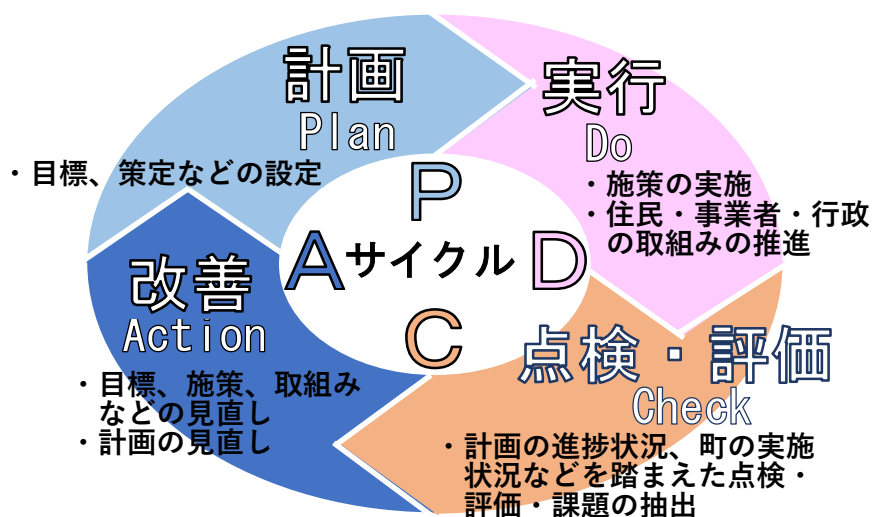


図3-8 PDCA サイクルに基づく計画の進行管理

1. ごみの排出抑制のための方策

ごみ削減などに係わる施冊などについて、次の通り実施していきます。

(1) ごみ分別の情報提供の充実

- ①現在「ごみと資源の分け方・出し方」の冊子を作成し、燃えるごみ、燃やさないごみ及び資源ごみなどの分別排出区分を明確にするとともに周知徹底を図っていますが、今後も周知徹底を図るべくホームページ等を活用します。
- ②多くの住民に広報誌、ホームページ及びケーブルテレビなど多様な手段により情報を提供などの取組を今後も継続していきます。
- ③今後も継続して、分別収集後、異物などが混入した場合の問題点をできる限り具体的に住民に伝えます。
- ④今後も継続して、ごみに関する相談で来庁される方や電話でのお問い合わせに対して、住民登録窓口と連携して転入者へごみの分別冊子やカレンダーを配布し、町の排出ルールの周知徹底などを図ります。
- ⑤分別ができていない家庭ごみについては、今後も継続して不適正排出ごみに回収時、啓発シールを貼付け収集できない理由を明確にし、排出ルールの徹底を図ります。
- ⑥SNS (LINE) を活用し、AI チャットボットにより可能な範囲でごみ分別区分の返答

を行います。

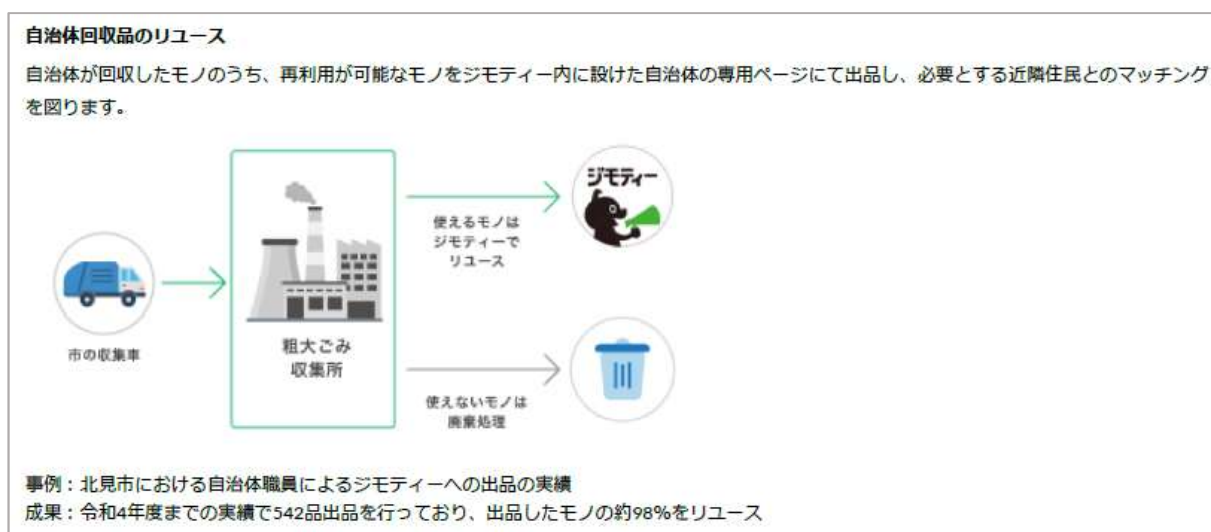
- ⑦表示看板及びステッカーを作成し、各ごみ集積所を設置してもらい、区分排出の徹底を図っていますが、看板を設置できていない箇所に看板やごみステーションの番号札を設置し、ごみ集積所であることを明確にし、分別排出を徹底します。
- ⑧古紙類の分別排出については、今後も継続して分かりやすい分別区分・名称の検討と、高齢者なども含め、見やすいカレンダーの作成を行います。

(2) 燃えるごみ減量施策

住民等及び事業者に対し、今後も継続して、ホームページや広報紙を活用し燃えるごみ削減のご協力をお願いするとともに、3Rの呼びかけや、生ごみの水分を切る等の注意喚起を行います。

(3) 家庭不用品交換の実践

リユースによるごみ減量を推進するため、住民の皆様には「譲りたいもの」「譲ってほしいもの」を登録していただき情報提供を実施することや、不用品の譲渡の情報を提供を民間事業者を介して行う方法など業者との連携協定等を検討します。



出典：株式会社ジモティーWeb サイト

(4) 事業系ごみ減量施策

- ①ホームページでの啓発、パンフレットを作成し商工会を通じ啓発に取り組みます。
- ②「簡易包装の実施」や「生ごみの飼料化」などによるごみの排出抑制、「梱包材の再使用や積極的な資源化」等、事業者との連携協定などを検討し、取組強化を進めます。

(5) 直接搬入ごみの削減

住民等及び事業者に対し、直接搬入ごみ削減のご協力を継続してお願いします。

(6) マイバックキャンペーンの実施

販売店と連携したマイバック持参運動を、ホームページ等を活用して推進します。

(7) 学校教育との連携強化による環境学習の充実

小学4年生を対象にごみ処理施設見学会を実施しています。今後はごみ処理施設見学会に加え、エコサークル等の関係団体を活用し学校との連携など、環境学習の充実を図るため提案・実施していきます。

(8) 雑がみ回収

現在1か月に1回実施している古紙類の回収に雑がみを加え、燃えるごみの排出量を削減し、引き続き資源ごみ排出量を増やすことを目指します。また、必要に応じて回収頻度の見直しを行います。

(9) 使用済み小型家電のステーション回収の実施

町内8ヶ所に専用ボックスを設置し回収を行う拠点回収に加え、ステーション回収を実施し、引き続き資源のリサイクルを推進します。

(10) 集団回収の啓発と推進

紙類、布類集団回収に対し奨励金を交付しています。現在は小学校が主体となり実施していますが、今後も教育委員会・学校と連携して取組を継続していきます。

[上郡町資源ごみ集団回収奨励金交付]

交付対象	○PTA、子供会等を中心とする規模の団体 ○原則として年2回以上資源ごみ集団回収を実施する団体 ○営業を目的としない団体
回収品目	○紙類（新聞紙、雑誌、ダンボール） ○布類
奨励金の額	○紙類：1kgあたり2円 ○布類：1kgあたり2円 ※著しい社会情勢の変動等により、回収業者の引取りが困難となった場合は、引取経費相当を回収業者と協議のうえ決定し、奨励金に加算することができる。

出典：上郡町資源ごみ集団回収奨励金交付要綱

(11) プラスチック使用商品の分別収集

プラスチック資源循環促進法の施行により、プラスチック使用製品の分別収集・再商品化への取組について検討します。

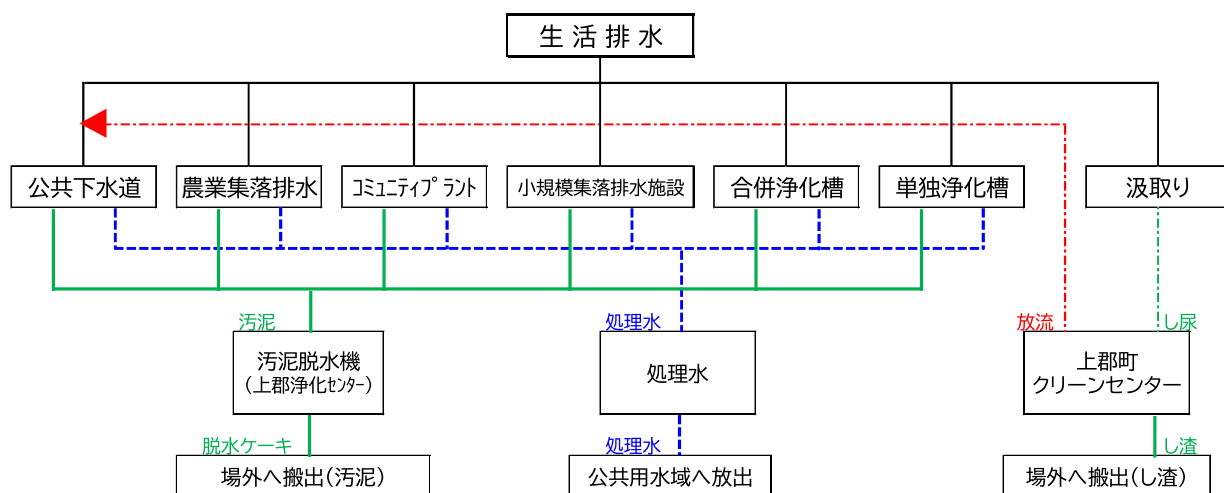
第4章 生活排水処理基本計画

第1節 現状の把握

1. 生活排水処理フロー

現行の生活排水処理フローを図4-1に示します。

本町の生活排水処理フローは、浄化槽から排出された汚泥については上郡浄化センター(公共下水道施設)で処理し、汲取りのし尿については上郡町クリーンセンターで受入し前処理を行い上郡浄化センターへ移送し処理しています。また、し渣は場外搬出しています。



出典：令和6年度 上郡町公共下水道事業計画

図4-1 生活排水処理フロー

2. 生活排水処理形態別人口

過去5年間の処理形態別人口の実績の推移を表4-1、図4-2に示します。

前計画では、合併処理浄化槽人口に集落排水施設等人口も含まれており、令和3年度より、集落排水施設等人口と合併処理浄化槽人口を分けた状態で示しています。どちらも減少傾向にあります。

計画収集人口の減少と共に各形態も減少していますが、水洗化率のみ増加しています。

表 4-1 生活排水処理形態別人口の実績

処理形態	年度	2019 令和元	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5
計画収集人口	人	14,835	14,602	14,367	14,145	13,979
非水洗化人口	人	687	867	668	592	447
計画収集人口	人	687	867	668	592	447
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
水洗化人口	人	14,148	13,735	13,699	13,553	13,532
公共下水道人口	人	10,447	10,171	10,216	10,134	10,171
コミュニティプラント人口	人	568	557	532	531	525
集落排水施設等人口	人			2,555	2,499	2,453
合併処理浄化槽人口	人	3,133	3,007	396	389	383
非水洗化率	%	4.6	5.9	4.6	4.2	3.2
計画収集	%	4.6	5.9	4.6	4.2	3.2
自家処理	%	0	0	0	0	0
水洗化率	%	95.4	94.1	95.4	95.8	96.8
公共下水道	%	70.4	69.7	71.1	71.6	72.8
コミュニティプラント	%	3.8	3.8	3.7	3.8	3.8
集落排水施設等	%			17.8	17.7	17.5
合併処理浄化槽	%	21.1	20.6	2.8	2.8	2.7

水洗化率

$$= (\text{水洗化} \cdot \text{生活雑排水処理人口} + \text{水洗化} \cdot \text{生活雑排水未処理人口}) \div \text{計画処理区域内人口} \times 100$$

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

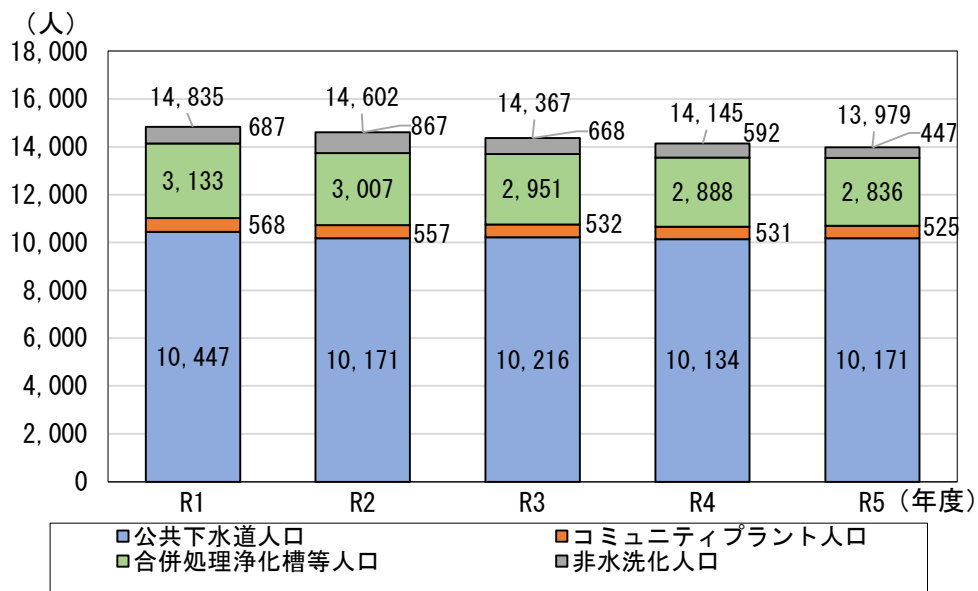


図 4-2 生活排水処理形態別人口の推移

3. し尿・汚泥の収集状況

本町のし尿・浄化槽汚泥の収集状況を表4-2、図4-3に示します。

し尿・浄化槽汚泥共に減少傾向にあります。

表4-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の実績

	年度	2019 令和元	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5
計画収集人口	人	14,835	14,602	14,367	14,145	13,979
し尿及び浄化槽汚泥収集・処理量	kL/年	1,938	2,021	1,800	1,771	1,700
し尿	kL/年	385	476	356	335	287
浄化槽汚泥	kL/年	1,553	1,545	1,444	1,436	1,413
1日あたりのし尿及び浄化槽汚泥収集・処理量	kL/日	5.3	5.5	4.9	4.9	4.6
し尿	kL/日	1.1	1.3	1.0	0.9	0.8
浄化槽汚泥	kL/日	4.2	4.2	4.0	3.9	3.9

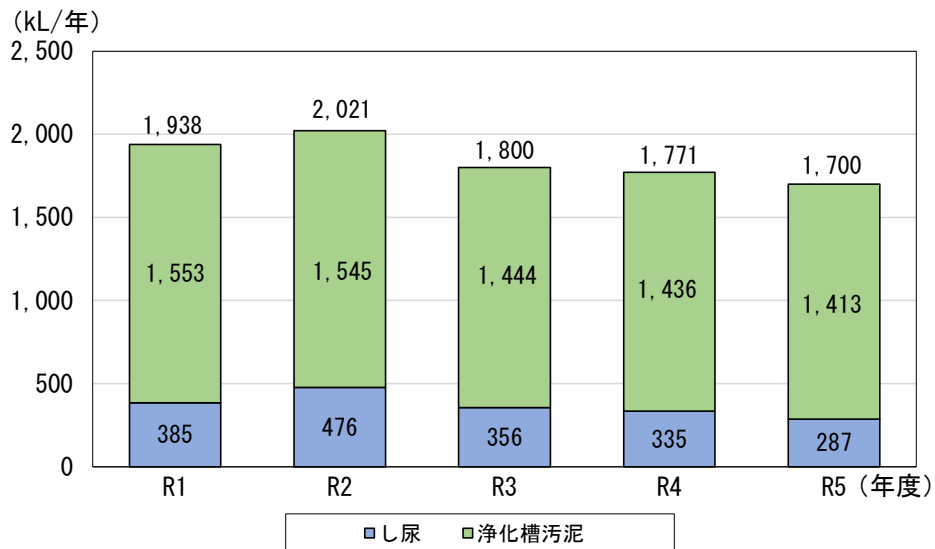


図4-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移

4. し尿・浄化槽汚泥の概要

(1) し尿処理施設の概要

本町のし尿受入を目的として「上郡町クリーンセンター（し尿受入施設）」を令和2年1月に改修しました。上郡町クリーンセンター（し尿受入施設）の概要は表4-3に示すとおりです。

表 4-3 し尿受入施設

項目	内容
施設の名称	上郡町クリーンセンター（し尿受入施設）
施設管理者	上郡町
処理対象区域	上郡町
所在地	赤穂郡上郡町竹万 591
竣工・稼働年月	[竣工] 令和 2 年 1 月 [稼働] 令和 2 年 2 月
施設規模	13 kL/日
建物面積	139 m ²

(2) 浄化槽汚泥処理施設の概要

本町の浄化槽汚泥処理施設は「上郡浄化センター」になります。上郡浄化センターの概要は表 4-4 に示すとおりです。

表 4-4 浄化槽汚泥処理施設

項目	内容
施設の名称	上郡浄化センター
施設管理者	上郡町
処理対象区域	上郡町
所在地	赤穂郡上郡町竹万 2309 番地
敷地面積	2.07 ha
排除方法	分流式
処理区域面積	570 ha（全体計画）
処理方法	オキシデーショondiッチ法
処理能力	6,720 m ³ /日 （全体計画 4,480 m ³ /日）

5. 生活排水処理の目標の達成状況

現行計画の目標年度における目標値の達成状況を表 4-5 に示します。

水洗化人口やし尿・浄化槽汚泥の収集量、全てにおいて目標値に達成しています。

表 4-5 生活排水処理の目標の達成状況

指標	実績	目標値		目標値の達成状況
	R5	R4（中間）	R12（長期）	
水洗化人口	13,532人	13,527人	12,173人	達成
非水洗化人口	447人	939人	730人	達成
水洗化率	96.8%	93.5%	94.3%	達成
し尿・浄化槽汚泥の収集量				
し尿	287kl	422kl	327kl	達成
浄化槽汚泥	1,413kl	1,564kl	1,564kl	達成

6. 生活排水処理の問題

本町の生活排水処理の実態を把握したうえで、以下に現状及び今後の生活排水処理に係る問題点や課題を示します。

(1) 生活排水の未処理放流について

本町の生活排水処理体系をみると、し尿と生活雑排水を同時に処理する合併処理の普及は年々進んでおり、水洗化率は約97%まで進んでいます。しかし、残り約3%の生活排水は未処理で公共用水域に排出されている状況です。

(2) 生活排水処理施設の整備について

生活排水処理施設とは合併処理浄化槽、コミュニティプラント、公共用下水道及び農業集落排水施設が代表的なものとしてあげられます。

本町では、コミュニティプラントと農業集落排水施設については、公共下水道へ統合する予定です。

(3) 生活雑排水による汚濁負荷排出量の削減について

生活雑排水とは、家庭、事務所等の厨房、風呂場、洗濯場等から排出される汚水であり前述のとおり、公共用水域の汚濁の一因となっています。合併処理浄化槽で処理する場合であっても、処理システムへの過剰な負荷は処理水の悪化を招き、さらに公共用水域の汚染へとつながります。したがって排出源での汚濁負荷排出量の削減は処理システムの負荷を軽減し、良好な処理を継続させることから水環境の保全に寄与します。

排出源での汚濁負荷排出量の削減とは、例えば台所における調理くずや食物残渣の回収、食器等の汚れをまず拭き取ってから水洗いすること等が挙げられます。また、住民や事業者の協力により汚濁負荷排出量の削減を達成できるように、行政としての

取組みを検討していく必要があります。

(4) 合併処理浄化槽の適正な維持管理について

処理水を公共用水域に放流している浄化槽について、住民や事業者が定期的な清掃や保守点検を行い、浄化機能の低下を招かないよう管理していくことが重要となります。また、浄化槽においては浄化槽法第7条と第11条に基づく処理水質の検査のほか、年に1回の清掃及び定期的な保守点検が義務づけられておりますが、合併処理浄化槽の維持管理は所有者に委ねられているため、適切な維持管理が徹底されていないことも課題事項となっています。

このため、機能の低下による周辺環境への影響を考慮し、維持管理の実施状況の正確な把握と適正な維持管理が行われていない浄化槽の使用者に対しては指導等を行っていく必要があります。

浄化槽を使用される方へお願い

～設置後等の水質検査(浄化槽法第7条検査)について～

浄化槽は私達に快適な生活を約束してくれます。しかし、正しく維持管理をしないと、悪臭の発生や河川・海を汚す原因となります。浄化槽を使用される皆さんには、浄化槽法により浄化槽の水質検査が義務付けられていますので、このパンフレットをお読みいただき、浄化槽を正しくお使いいただくとともに浄化槽法第7条第1項の規定に基づく水質検査を受検していただくようお願いいたします。

浄化槽の使用に際して最初に確認しておきましょう！

兵庫県浄化槽指導要綱では、浄化槽を設置する際、建築主事や置く県や市等へ提出する確認申請等の書類には、設置並びに環境保全に問題が生じた場合、浄化槽を使用している管理者自らが責任をもって解決する旨の「**環境保全に関する誓約書**」をはじめ、浄化槽の保守点検および清掃を履行し、委託する旨の「**浄化槽維持管理等委託契約書**」並びに法定検査の受検を承諾した旨の「**使用開始検査等承諾書**」が添付されていますので、書類の確認を！

※「**使用開始検査等承諾書**」について
 浄化槽を使用する場合、①使用を開始して3ヶ月を経過してから5ヶ月の間に受検する使用開始後の水質検査(浄化槽法第7条検査)と②毎年1回の定期検査(浄化槽法第11条検査)の受検が義務付けされています。(詳細は次頁「**使用開始検査等承諾書**」とはこれら検査の受検を承諾したという内容の書類です。)

浄化槽の使用上の注意

1. トイレの洗浄は十分な量を定す。
(1日に1回程度で最大量以内で使用)



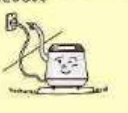
2. 水まわりの掃除の際は、微生物に配慮するよう消毒剤を使用しない。




3. トイレにトイレペーパー以外の異物を流さない。
(ティッシュペーパー、クマクマ紙など)




4. 浄化槽後端側の電線は切らない。
また、送風機の空気取り入れ口はふさがらない。




5. マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく。



6. 油断は切らず、常に掃除されるようにする。



7. 台所から、野菜くずや天日油などは流さない。



8. 油鉢類はこしみにまかせて捨てるが、再使用する。



●兵庫県知事指定浄化槽検査機関

一般社団法人 **兵庫県水質保全センター**

TEL 078-306-6020 (総務課) 078-306-6021 (浄化槽検査課)

ホームページ: <http://www.hyogo-suishitsu.jp>

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課 監修

TEL 078-341-7711 (代談)



エコアクション21
 国登録番号51010235

第2節 生活排水の処理主体

生活排水に係る処理主体を表4-6に示します。

表4-6 生活排水に係る処理主体

処理施設の種類	収集運搬	処理主体
公共下水道	—	町（委託）
農業集落排水		
コミュニティプラント		
小規模集合排水施設		
合併浄化槽	許可業者	町（委託）
単独浄化槽		個人等
汲取り	町（委託）	町（委託）

1. し尿及び生活排水

本町における生活排水の処理は公共下水道・農業集落排水・コミュニティプラント・小規模集合排水施設・合併浄化槽・単独浄化槽・汲取りで行い、処理主体はほぼ本町とします。

合併浄化槽と単独浄化槽は上郡浄化センターへ、汲取りは上郡町クリーンセンターで受入し前処理を行い上郡浄化センターへ移送し処理しています。

一部、合併浄化槽と単独浄化槽の処理主体については個人等とします。

2. 浄化槽汚泥

浄化槽の清掃汚泥の処理は上郡浄化センターで行い、処理主体は本町とします。

3. 収集・運搬

合併浄化槽と単独浄化槽は本町の許可業者、し尿は委託業者が行い、処理主体は本町とします。

4. し尿及び浄化槽汚泥の処理残渣

し尿及び浄化槽汚泥の処理残渣は場外搬出とし、処理主体は本町とします。

第3節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水の処理計画

(1) 処理の目標

目標年度を令和21年度、中間目標年度を令和12年度と令和17年度に設定し、生活排水処理の目標を達成するために公共下水道への接続や合併処理浄化槽等の設置を推進していきます。

生活排水処理形態別人口の将来推計結果を図 4-4 に示します。

表 4-7 生活排水処理目標

	実績	中間目標年度	中間目標年度	目標年度
	令和 5 年度	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 21 年度
水洗化率	96.8%	94.3%	97.8%	98.2%
公共下水道人口普及率	72.8%	77.7%	81.4%	84.5%

(2) 処理形態別人口の将来推計

公共下水道人口普及率、水洗化率の目標を達成によって算出した生活排水の処理形態別人口の推計結果を表 4-8、図 4-4 に示します。

表 4-8 生活排水の処理形態別人口の推計結果

区分	実績	中間目標年度	中間目標年度	目標年度
	令和 5 年度	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 21 年度
1. 計画処理区域内人口	13,979 人	12,810 人	11,975 人	11,307 人
2. 水洗化人口	13,532 人	12,475 人	11,714 人	11,102 人
3. 非水洗化人口	447 人	335 人	261 人	205 人

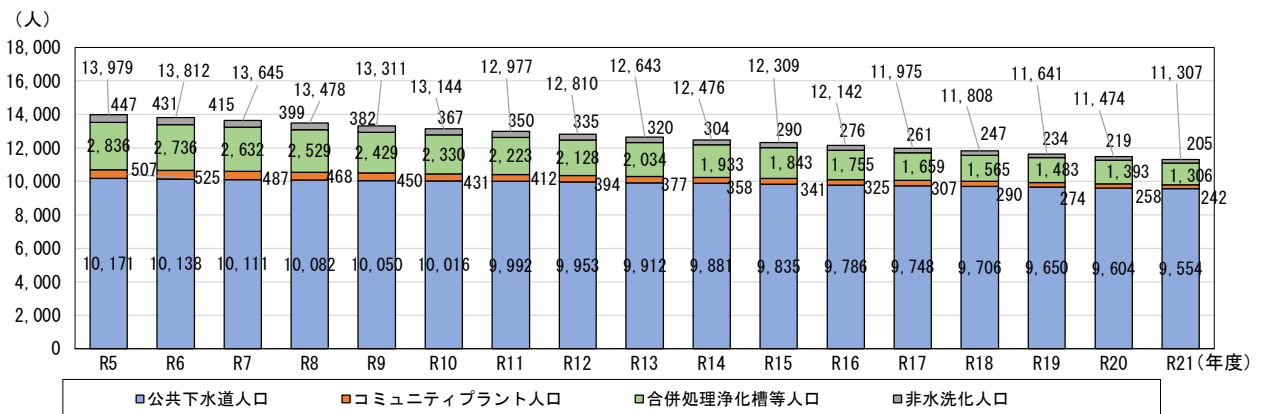


図 4-4 生活排水処理形態別人口の将来推計

2. し尿及び汚泥の処理計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来推計

生活排水処理形態別人口の将来推計結果とし尿及び浄化槽汚泥量の原単位からし尿及び浄化槽汚泥排出量を推計しました。

推計結果を表 4-9、図 4-5 に示します。

表 4-9 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推計結果

	年度	実績			
		2023 令和5	2030 令和12	2035 令和17	2039 令和21
計画収集人口	人	13,979	12,810	11,975	11,307
生活排水処理形態別人口					
し尿	人	447	335	261	205
浄化槽汚泥	人	3,361	2,522	1,966	1,548
し尿及び浄化槽汚泥収集・処理量					
し尿	kL/年	1,700	1,273	994	783
し尿	kL/年	287	214	167	131
浄化槽汚泥	kL/年	1,413	1,059	827	652
1日あたりのし尿及び浄化槽汚泥収集・処理量					
し尿	kL/日	4.6	3.5	2.7	2.1
し尿	kL/日	0.8	0.6	0.5	0.4
浄化槽汚泥	kL/日	3.9	2.9	2.3	1.8
1人1日あたりのし尿及び浄化槽汚泥収集・処理量					
し尿	L/人日	1.75	1.75		
浄化槽汚泥	L/人日	1.15	1.15		

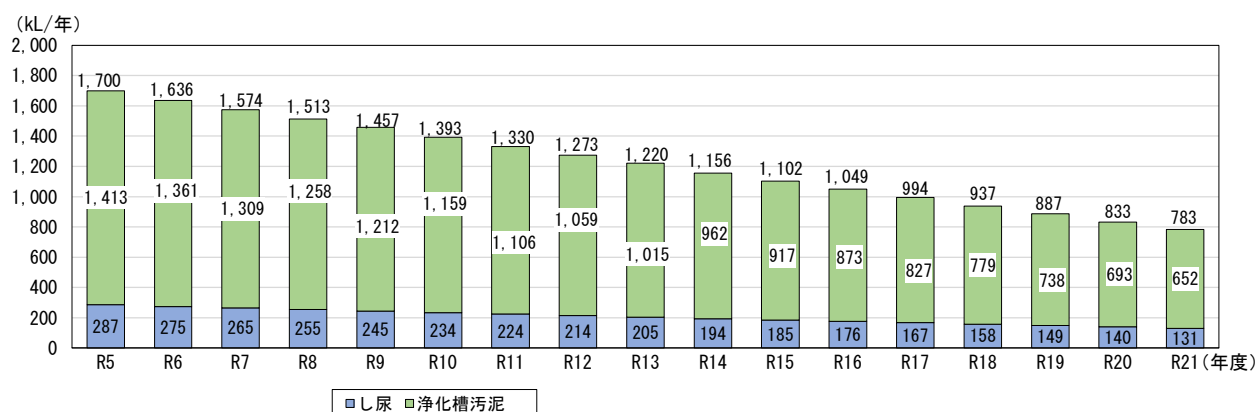


図 4-5 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推計結果

3. 排出抑制・再資源化計画

(1) 住民への啓発

浄化槽は、定期的な保守点検及び清掃が浄化槽法により義務付けられています。そのため、本町内に設置している浄化槽の形式や清掃方法について、住民に情報提供を行っていきます。

(2) 清掃業者への指導

浄化槽の清掃（汚泥の引き抜き）に関し、法に基づく適正な汚泥の引き抜きについて清掃業者への指導を行い、無意味な浄化槽汚泥量の排出を抑制します。

4. 収集・運搬

収集運搬量は、し尿、浄化槽汚泥ともに減少すると予測されます。当面は、現状の

収集運搬体制を維持していきますが、長期的には、集合処理施設の供用及び浄化槽の整備により変動するし尿等の排出量を注視しつつ、収集運搬体制の再構築を行っていきます。

5. 中間処理

浄化槽汚泥は上郡浄化センターで、またし尿は上郡町クリーンセンターで受入し前処理を行い上郡浄化センターで処理しています。当面、現行の中間処理を維持していきます。

6. 最終処分

中間処理後の処理残渣は場外搬出しており、今後も現行の処分を維持します。

7. その他

(1) 住民に対する広報・啓発活動

住民に対して、公共用水域の汚濁防止等の観点から生活雑排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性などについて周知を図るため、広報・啓発活動を実施します。特に台所での対応など家庭でできる対策については徹底を図るとともに、関係機関と連携をとりながら推進していくものとします。また、浄化槽については合併処理浄化槽の普及促進に努めるとともに、保守点検、清掃及び定期検査について適切な実施を呼びかけていくものとします。

公共下水道整備済み地区及び農業集落排水整備済み地区においては、各家庭に整備後の速やかな接続を積極的に呼びかけていくものとします。

資料編

資料 1 現状のまま推移した場合のごみ排出推計結果（その 1）

ごみ種類		年度	2023 R5	2024 R6	2025 R7 初	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12 中間目標	
人口		人	13,979	13,812	13,645	13,478	13,311	13,144	12,977	12,810	
家庭系	収集	燃えるごみ	t/年	2,286	2,253	2,226	2,199	2,178	2,145	2,117	2,090
			g/人日	447	447	447	447	447	447	447	447
		燃やさないごみ	t/年	49	50	50	49	49	48	47	47
			g/人日	10	10	10	10	10	10	10	10
		粗大ごみ	t/年	54	55	55	54	54	53	52	51
			g/人日	11	11	11	11	11	11	11	11
		埋立ごみ	t/年	26	25	25	25	24	24	24	23
	g/人日		5	5	5	5	5	5	5	5	
	資源ごみ	t/年	245	242	239	236	234	230	227	224	
		g/人日	48	48	48	48	48	48	48	48	
	その他のごみ	t/年	4	5	5	5	5	5	5	5	
		g/人日	1	1	1	1	1	1	1	1	
	計		t/年	2,664	2,630	2,600	2,568	2,544	2,505	2,472	2,440
			g/人日	521	522	522	522	522	522	522	522
直接搬入	燃えるごみ	t/年	101	101	100	98	97	96	95	94	
		g/人日	20	20	20	20	20	20	20	20	
	燃やさないごみ	t/年	5	5	5	5	5	5	5	5	
		g/人日	1	1	1	1	1	1	1	1	
	粗大ごみ	t/年	128	126	125	123	122	120	118	117	
		g/人日	25	25	25	25	25	25	25	25	
	埋立ごみ	t/年	61	60	60	59	58	58	57	56	
		g/人日	12	12	12	12	12	12	12	12	
	資源ごみ	t/年	6	5	5	5	5	5	5	5	
		g/人日	1	1	1	1	1	1	1	1	
	その他のごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	
		g/人日	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計		t/年	301	297	295	290	287	284	280	277
			g/人日	59	59	59	59	59	59	59	59
家庭系計		t/年	2,965	2,927	2,895	2,858	2,831	2,789	2,752	2,717	
		g/人日	580	581	581	581	581	581	581	581	
資源除く		t/年	2,714	2,680	2,651	2,617	2,592	2,554	2,520	2,488	
		g/人日	530	532	532	532	532	532	532	532	
事業系	許可業者 収集	燃えるごみ	t/年	937	949	949	949	952	949	949	949
			t/日	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
		燃やさないごみ	t/年	2	4	4	4	4	4	4	4
			t/日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		粗大ごみ	t/年	38	37	37	37	37	37	37	37
			t/日	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
		埋立ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0
	t/日		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	計		t/年	977	990	990	990	993	990	990	990
			g/人日	191	196	199	201	204	206	209	212
			t/日	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
	直接搬入	燃えるごみ	t/年	76	76	76	76	76	76	76	76
			t/日	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21
		燃やさないごみ	t/年	3	4	4	4	4	4	4	4
t/日			0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
粗大ごみ		t/年	9	7	7	7	7	7	7	7	
		t/日	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
埋立ごみ		t/年	214	219	219	219	220	219	219	219	
		t/日	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
資源ごみ		t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	
		t/日	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	
計		t/年	303	307	307	307	308	307	307	307	
		g/人日	59	61	62	62	63	64	65	66	
		t/日	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
事業系計		t/年	1,280	1,297	1,297	1,297	1,301	1,297	1,297	1,297	
		g/人日	250	257	260	264	267	270	274	277	
		t/日	3.5	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	
資源除く		t/年	1,280	1,296	1,296	1,296	1,300	1,296	1,296	1,296	
		g/人日	250	257	260	263	267	270	274	277	
		t/日	3.5	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	

2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17 中間目標	2036 R18	2037 R19	2038 R20	2039 R21 計画目標	備考
12,643	12,476	12,309	12,142	11,975	11,808	11,641	11,474	11,307	
2,068	2,036	2,008	1,981	1,959	1,927	1,899	1,872	1,850	
447	447	447	447	447	447	447	447	447	R5実績を維持
46	46	45	44	44	43	42	42	41	
10	10	10	10	10	10	10	10	10	R5実績を維持
51	50	49	49	48	47	47	46	46	
11	11	11	11	11	11	11	11	11	直近3年平均
23	23	22	22	22	22	21	21	21	
5	5	5	5	5	5	5	5	5	R5実績を維持
222	219	216	213	210	207	204	201	199	
48	48	48	48	48	48	48	48	48	R5実績を維持
5	5	4	4	4	4	4	4	4	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	R5実績を維持
2,415	2,379	2,344	2,313	2,287	2,250	2,217	2,186	2,161	
522	522	522	522	522	522	522	522	522	
93	91	90	89	88	86	85	84	83	
20	20	20	20	20	20	20	20	20	R5実績を維持
5	5	4	4	4	4	4	4	4	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	R5実績を維持
116	114	112	111	110	108	106	105	103	
25	25	25	25	25	25	25	25	25	R5実績を維持
56	55	54	53	53	52	51	50	50	
12	12	12	12	12	12	12	12	12	R5実績を維持
5	5	4	4	4	4	4	4	4	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	R5実績を維持
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	R5実績を維持
275	270	264	261	259	254	250	247	244	
59	59	59	59	59	59	59	59	59	
2,690	2,649	2,608	2,574	2,546	2,504	2,467	2,433	2,405	
581	582	580	581	581	581	581	581	581	
2,463	2,425	2,388	2,357	2,332	2,293	2,259	2,228	2,202	
532	533	532	532	532	532	532	532	532	
952	949	949	949	952	949	949	949	952	
2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	R5実績を維持
4	4	4	4	4	4	4	4	4	
0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	R5実績を維持
37	37	37	37	37	37	37	37	37	
0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	R5実績を維持
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R5実績を維持
993	990	990	990	993	990	990	990	993	
215	217	220	223	227	230	233	236	240	
2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	
76	76	76	76	76	76	76	76	76	
0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	R5実績を維持
4	4	4	4	4	4	4	4	4	
0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	R5実績を維持
7	7	7	7	7	7	7	7	7	
0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	R5実績を維持
220	219	219	219	220	219	219	219	220	
0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	R5実績を維持
1	1	1	1	1	1	1	1	1	
0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	R5実績を維持
308	307	307	307	308	307	307	307	308	
67	67	68	69	70	71	72	73	74	
0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
1,301	1,297	1,297	1,297	1,301	1,297	1,297	1,297	1,301	
281	285	289	293	297	301	305	310	314	
3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	
1,300	1,296	1,296	1,296	1,300	1,296	1,296	1,296	1,300	
281	285	288	292	297	301	305	309	314	
3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	

資料1 現状のまま推移した場合のごみ排出推計結果（その2）

ごみ種類		年度	2023 R5	2024 R6	2025 R7 初	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12 中間目標
合計	t/年		4,245	4,224	4,192	4,155	4,132	4,086	4,049	4,014
	g/人日		830	838	842	845	848	852	855	858
	t/日		11.6	11.6	11.5	11.4	11.3	11.2	11.1	11.0
資源除く	t/年		3,994	3,976	3,947	3,913	3,892	3,850	3,816	3,784
	g/人日		781	789	793	795	799	802	806	809
	t/日		10.9	10.9	10.8	10.7	10.6	10.5	10.5	10.4
集団回収量	t/年		53	50	50	49	49	48	47	47
	g/人日		10	10	10	10	10	10	10	10
総排出量（集団回収含む）	t/年		4,298	4,274	4,242	4,204	4,181	4,134	4,096	4,061
	g/人日		840	848	852	855	858	862	865	869
	t/日		11.7	11.7	11.6	11.5	11.4	11.3	11.2	11.1
焼却処理量	t/年		3,533	3,510	3,481	3,450	3,430	3,391	3,361	3,331
	g/人日		691	696	699	701	704	707	710	712
	t/日		9.7	9.6	9.5	9.5	9.4	9.3	9.2	9.1
搬入	直接焼却	t/年	3,400	3,379	3,351	3,322	3,303	3,266	3,237	3,209
	資源可燃性残渣	t/年	133	131	130	128	127	125	124	122
搬出	焼却灰・飛灰	t/年	501	479	475	471	468	463	459	455
最終処分量	t/年		337	338	338	336	335	334	332	330
	g/人日		66	67	68	68	69	70	70	71
	t/日		0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
直接最終処分	t/年	301	304	304	303	302	301	300	298	
資源不燃残渣	t/年	35	34	34	33	33	33	32	32	
リサイクル施設処理量	t/年	544	541	537	530	527	519	512	507	
資源化量	t/年	862	837	831	822	817	807	798	791	
	g/人日	168	166	167	167	168	168	168	169	
	t/日	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	
資源化	直接資源化	t/年	92	91	90	89	88	87	86	85
	焼却処理による資源化	t/年	501	479	475	471	468	463	459	455
	その他資源化施設	t/年	216	217	216	213	212	209	206	204
集団回収量	t/年	53	50	50	49	49	48	47	47	
搬出	資源可燃残渣	t/年	133	131	130	128	127	125	124	122
	資源不燃残渣	t/年	35	34	34	33	33	33	32	32

2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17 中間目標	2036 R18	2037 R19	2038 R20	2039 R21 計画目標	備考
3,991	3,946	3,905	3,871	3,847	3,801	3,764	3,730	3,706	
862	867	869	873	878	882	886	891	896	
10.9	10.8	10.7	10.6	10.5	10.4	10.3	10.2	10.1	
3,763	3,721	3,684	3,653	3,632	3,589	3,555	3,524	3,502	
813	817	820	824	829	833	837	841	846	
10.3	10.2	10.1	10.0	9.9	9.8	9.7	9.7	9.6	
46	46	45	44	44	43	42	42	41	
10	10	10	10	10	10	10	10	10	R5実績を維持
4,037	3,992	3,950	3,915	3,891	3,844	3,806	3,772	3,747	
872	877	879	883	888	892	896	901	905	
11.0	10.9	10.8	10.7	10.6	10.5	10.4	10.3	10.2	
3,310	3,272	3,241	3,211	3,190	3,151	3,121	3,092	3,071	
715	719	721	725	728	731	735	738	742	
9.0	9.0	8.9	8.8	8.7	8.6	8.6	8.5	8.4	
3,189	3,152	3,123	3,095	3,075	3,038	3,009	2,981	2,961	
121	120	118	116	115	113	112	111	110	R3
452	447	443	438	436	430	426	422	419	R4
331	328	326	324	325	323	320	319	320	R5
72	72	73	73	74	75	75	76	77	AV
0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.13266
299	297	295	294	295	293	291	290	291	0.13514
32	31	31	30	30	30	29	29	29	0.14181
503	497	487	482	477	470	464	459	454	0.16912
784	776	765	757	752	741	732	725	718	0.16732
169	170	170	171	172	172	172	173	173	
2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	
84	83	81	81	80	79	78	77	76	0.17586
452	447	443	438	436	430	426	422	419	0.15697
202	200	196	194	192	189	186	184	182	R3
46	46	45	44	44	43	42	42	41	R4
121	120	118	116	115	113	112	111	110	R5
32	31	31	30	30	30	29	29	29	AV
									0.42241
									0.38624
									0.39706
									0.4019
									0.23103
									0.24868
									0.24449
									0.2414
									0.08793
									0.03704
									0.06434
									0.0631

資料2 減量目標を達成した場合のごみ排出量推計結果（その1）

ごみ種類			年度	2023 R5	2024 R6	2025 R7 初	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12 中間目標	
人口			人	13,979	13,812	13,645	13,478	13,311	13,144	12,977	12,810	
家庭系	収集	燃えるごみ	t/年	2,286	2,253	2,166	2,120	2,056	1,991	1,928	1,861	
			g/人日	447	447	435	431	422	415	407	398	
			食ロス削減	g/人日			1	1	2	2	3	3
			水切り徹底	g/人日			5	3	5	6	7	9
			紙類・布⇒資源へ	g/人日			3	5	8	11	14	16
			紙類・布⇒集団回収へ	g/人日			1	2	3	4	5	7
			不燃物類⇒燃やさないごみへ	g/人日			1	2	3	3	4	5
			発生抑制	g/人日			1	3	4	6	7	9
			燃やさないごみ	t/年	49	50	55	59	63	62	66	70
		g/人日		10	10	11	12	13	13	14	15	
			不燃物類⇒燃やさないごみへ	g/人日			1	2	3	3	4	5
		粗大ごみ	t/年	54	55	55	54	54	53	52	51	
	g/人日		11	11	11	11	11	11	11	11		
		埋立ごみ	t/年	26	25	25	25	24	24	24	23	
	g/人日		5	5	5	5	5	5	5	5		
		資源ごみ	t/年	245	242	254	261	273	283	294	299	
	g/人日		48	48	51	53	56	59	62	64		
			紙類・布⇒資源へ	g/人日			3	5	8	11	14	16
		その他のごみ	t/年	4	5	5	5	5	5	5	5	
g/人日	1		1	1	1	1	1	1	1			
	計	t/年	2,664	2,630	2,560	2,524	2,475	2,418	2,369	2,309		
g/人日		521	522	514	513	508	504	500	494			
直接搬入	燃えるごみ	t/年	101	101	100	98	97	96	95	94		
		g/人日	20	20	20	20	20	20	20	20		
	燃やさないごみ	t/年	5	5	5	5	5	5	5	5		
		g/人日	1	1	1	1	1	1	1	1		
	粗大ごみ	t/年	128	126	125	123	122	120	118	117		
		g/人日	25	25	25	25	25	25	25	25		
	埋立ごみ	t/年	61	60	60	59	58	58	57	56		
		g/人日	12	12	12	12	12	12	12	12		
	資源ごみ	t/年	6	5	5	5	5	5	5	5		
		g/人日	1	1	1	1	1	1	1	1		
	その他のごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0		
		g/人日	0	0	0	0	0	0	0	0		
		計	t/年	301	297	295	290	287	284	280	277	
	g/人日		59	59	59	59	59	59	59	59		
家庭系計			t/年	2,965	2,927	2,855	2,814	2,762	2,702	2,649	2,586	
		g/人日	580	581	573	572	567	563	559	553		
	資源除く	t/年	2,714	2,680	2,596	2,548	2,484	2,414	2,350	2,282		
		g/人日	530	532	521	518	510	503	496	488		
事業系	許可業者 収集	燃えるごみ	t/年	937	949	944	939	933	929	924	919	
			t/日	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	
		燃やさないごみ	t/年	2	4	4	4	4	4	4	4	
			t/日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
		粗大ごみ	t/年	38	37	37	37	37	37	37	37	
			t/日	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	
		埋立ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	
			t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
			計	t/年	977	990	985	980	974	970	965	960
		g/人日		191	196	198	199	200	202	204	205	
		t/日	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6		

2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17 中間目標	2036 R18	2037 R19	2038 R20	2039 R21 計画目標	備考
12,643	12,476	12,309	12,142	11,975	11,808	11,641	11,474	11,307	
1,805	1,735	1,676	1,618	1,565	1,504	1,453	1,399	1,349	
390	381	373	365	357	349	342	334	326	
4	4	5	5	6	6	7	7	8	8 g/人日 削減
10	12	13	15	16	18	19	20	22	15 %
19	22	25	27	30	33	35	38	41	30% 分別 36.6%
8	9	10	11	12	13	14	15	16	10%
6	7	8	9	10	10	11	12	13	100% 分別 2.9%
10	12	13	15	16	18	19	21	21	
74	77	81	84	88	86	89	92	95	
16	17	18	19	20	20	21	22	23	
6	7	8	9	10	10	11	12	13	100% 分別 2.9%
51	50	49	49	48	47	47	46	46	
11	11	11	11	11	11	11	11	11	
23	23	22	22	22	22	21	21	21	
5	5	5	5	5	5	5	5	5	
310	319	328	332	342	349	353	360	368	
67	70	73	75	78	81	83	86	89	
19	22	25	27	30	33	35	38	41	30% 分別 36.6%
5	5	4	4	4	4	4	4	4	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2,268	2,209	2,160	2,109	2,069	2,012	1,967	1,922	1,883	
490	485	481	476	472	467	463	459	455	
93	91	90	89	88	86	85	84	83	
20	20	20	20	20	20	20	20	20	
5	5	4	4	4	4	4	4	4	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	
116	114	112	111	110	108	106	105	103	
25	25	25	25	25	25	25	25	25	
56	55	54	53	53	52	51	50	50	
12	12	12	12	12	12	12	12	12	
5	5	4	4	4	4	4	4	4	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
275	270	264	261	259	254	250	247	244	
59	59	59	59	59	59	59	59	59	
2,543	2,479	2,424	2,370	2,328	2,266	2,217	2,169	2,127	
550	544	540	535	531	526	522	518	514	
2,228	2,155	2,092	2,034	1,982	1,913	1,860	1,805	1,755	
481	473	466	459	452	444	438	431	424	
913	909	904	899	893	889	884	879	867	5%削減
2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	
4	4	4	4	4	4	4	4	4	
0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
37	37	37	37	37	37	37	37	37	
0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
954	950	945	940	934	930	925	920	908	
206	209	210	212	213	216	218	220	219	
2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	

資料2 減量目標を達成した場合のごみ排出量推計結果（その2）

ごみ種類		年度	2023 R5	2024 R6	2025 R7 初	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12 中間目標
直接搬入	燃えるごみ	t/年	76	76	76	76	76	76	76	76
		t/日	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21
	燃やさないごみ	t/年	3	4	4	4	4	4	4	4
		t/日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	粗大ごみ	t/年	9	7	7	7	7	7	7	7
		t/日	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	埋立ごみ	t/年	214	219	219	219	220	219	219	219
		t/日	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
	資源ごみ	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1
		t/日	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	計	t/年	303	307	307	307	308	307	307	307
		g/人日	59	61	62	62	63	64	65	66
		t/日	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	事業系 計	t/年	1,280	1,297	1,292	1,287	1,282	1,277	1,272	1,267
		g/人日	250	257	259	262	263	266	269	271
t/日		3.5	3.6	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	
資源除く	t/年	1,280	1,296	1,291	1,286	1,281	1,276	1,271	1,266	
	g/人日	250	257	259	261	263	266	268	271	
	t/日	3.5	3.6	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	
合計	t/年	4,245	4,224	4,147	4,101	4,044	3,979	3,921	3,853	
	g/人日	830	838	833	834	830	829	828	824	
	t/日	11.6	11.6	11.4	11.2	11.0	10.9	10.7	10.6	
資源除く	t/年	3,994	3,976	3,887	3,834	3,765	3,690	3,621	3,548	
	g/人日	781	789	780	779	773	769	764	759	
	t/日	10.9	10.9	10.6	10.5	10.3	10.1	9.9	9.7	
集団回収量	t/年	53	50	55	59	63	67	71	79	
	g/人日	10	10	11	12	13	14	15	17	
紙類・布⇒集団回収へ	t/年			1	2	3	4	5	7	
	g/人日									
総排出量（集団回収含む）	t/年	4,298	4,274	4,202	4,160	4,107	4,046	3,992	3,932	
	g/人日	840	848	844	846	843	843	843	841	
	t/日	11.7	11.7	11.5	11.4	11.2	11.1	10.9	10.8	
焼却処理量	t/年	3,533	3,510	3,420	3,369	3,302	3,233	3,167	3,096	
	g/人日	691	696	687	685	678	674	669	662	
	t/日	9.7	9.6	9.4	9.2	9.0	8.9	8.7	8.5	
搬入	直接焼却	t/年	3,400	3,379	3,286	3,233	3,162	3,092	3,023	2,950
	資源可燃性残渣	t/年	133	131	134	136	140	141	144	146
搬出	焼却灰・飛灰	t/年	501	479	467	460	451	441	432	423
		t/年	337	338	339	339	339	338	338	336
最終処分量	t/年	337	338	339	339	339	338	338	336	
	g/人日	66	67	68	69	70	70	71	72	
	t/日	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
直接最終処分	t/年	301	304	304	303	302	301	300	298	
資源不燃残渣	t/年	35	34	35	36	37	37	38	38	
リサイクル施設処理量	t/年	544	541	557	565	580	586	598	605	
	資源化量	t/年	862	837	839	841	844	842	843	846
	g/人日	168	166	168	171	173	176	178	181	
資源化	t/日	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	
	直接資源化	t/年	92	91	93	95	97	98	100	101
	焼却処理による資源化	t/年	501	479	467	460	451	441	432	423
その他資源化施設	t/年	216	217	224	227	233	236	240	243	
集団回収量	t/年	53	50	55	59	63	67	71	79	
搬出	資源可燃残渣	t/年	133	131	134	136	140	141	144	146
	資源不燃残渣	t/年	35	34	35	36	37	37	38	38

2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17 中間目標	2036 R18	2037 R19	2038 R20	2039 R21 計画目標	備考
76	76	76	76	76	76	76	76	76	
0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	
4	4	4	4	4	4	4	4	4	
0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
7	7	7	7	7	7	7	7	7	
0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
220	219	219	219	220	219	219	219	220	
0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	
0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	
308	307	307	307	308	307	307	307	308	
67	67	68	69	70	71	72	73	74	
0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
1,262	1,257	1,252	1,247	1,242	1,237	1,232	1,227	1,216	
273	276	279	281	283	287	290	293	294	
3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.3	
1,261	1,256	1,251	1,246	1,241	1,236	1,231	1,226	1,215	
273	276	278	281	283	287	290	293	294	
3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.3	
3,805	3,736	3,676	3,617	3,570	3,503	3,449	3,396	3,343	
822	820	818	816	815	813	812	811	808	
10.4	10.2	10.1	9.9	9.8	9.6	9.4	9.3	9.1	
3,489	3,411	3,343	3,280	3,223	3,149	3,091	3,031	2,970	
754	749	744	740	735	731	727	724	718	
9.5	9.3	9.2	9.0	8.8	8.6	8.5	8.3	8.1	
83	87	90	93	96	99	102	105	108	
18	19	20	21	22	23	24	25	26	
8	9	10	11	12	13	14	15	16	10%
3,888	3,823	3,766	3,710	3,666	3,602	3,551	3,501	3,451	
840	840	838	837	836	836	836	836	834	
10.6	10.5	10.3	10.2	10.0	9.9	9.7	9.6	9.4	
3,036	2,963	2,899	2,837	2,780	2,713	2,657	2,599	2,538	
656	651	645	640	634	629	625	621	613	
8.3	8.1	7.9	7.8	7.6	7.4	7.3	7.1	6.9	
2,887	2,811	2,746	2,682	2,622	2,555	2,498	2,438	2,375	
149	152	153	155	158	158	159	161	163	R3
415	405	396	387	380	370	363	355	347	R4
338	337	335	334	336	334	333	332	334	R5
73	74	75	75	77	77	78	79	81	AV
0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.13266
299	297	295	294	295	293	291	290	291	0.13514
39	40	40	40	41	41	42	42	43	0.14181
619	628	635	641	653	655	660	668	677	0.16181
851	849	847	845	847	842	840	840	840	0.16732
184	186	189	191	193	195	198	201	203	
2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	
104	105	106	107	109	110	110	112	113	
415	405	396	387	380	370	363	355	347	R3
249	252	255	258	262	263	265	268	272	R4
83	87	90	93	96	99	102	105	108	R5
149	152	153	155	158	158	159	161	163	AV
39	40	40	40	41	41	42	42	43	0.23103
									0.24868
									0.24449
									0.2414
									0.08793
									0.03704
									0.06434
									0.0631

資料3 生活排水の処理形態別人口の推計結果

処理形態	年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030
		令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12 中間目標
計画収集人口	人	13,645	13,478	13,311	13,144	12,977	12,810
非水洗化人口	人	392	360	340	308	286	276
計画収集人口	人	392	360	340	308	286	276
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0
水洗化人口	人	13,253	13,118	12,971	12,836	12,691	12,534
公共下水道人口	人	10,084	10,028	9,957	9,897	9,824	9,736
コミュニティプラント人口	人	491	476	462	448	435	424
集落排水施設等人口	人	2,316	2,261	2,207	2,155	2,104	2,053
合併処理浄化槽人口	人	362	353	345	336	328	321
非水洗化率	%	2.9	2.7	2.6	2.3	2.2	2.2
計画収集	%	2.9	2.7	2.6	2.3	2.2	2.2
自家処理	%	0	0	0	0	0	0
水洗化率	%	97.1	97.3	97.4	97.7	97.8	97.8
公共下水道	%	73.9	74.4	74.8	75.3	75.7	76.0
コミュニティプラント	%	3.6	3.5	3.5	3.4	3.4	3.3
集落排水施設等	%	17.0	16.8	16.6	16.4	16.2	16.0
合併処理浄化槽	%	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5

資料4 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推計結果

	年度	2025	2026	2027	2028	2029
		令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
計画収集人口	人	13,645	13,478	13,311	13,144	12,977
生活排水処理形態別人口						
し尿	人	392	360	340	308	286
浄化槽汚泥	人	3,169	3,090	3,014	2,939	2,867
し尿及び浄化槽汚泥収集・処理量	kL/年	1,580	1,527	1,487	1,431	1,386
し尿	kL/年	250	230	218	197	183
浄化槽汚泥	kL/年	1,330	1,297	1,269	1,234	1,203
1日あたりのし尿及び浄化槽汚泥収集・処理量	kL/日	4.3	4.2	4.1	3.9	3.8
し尿	kL/日	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5
浄化槽汚泥	kL/日	3.6	3.6	3.5	3.4	3.3
1人1日あたりのし尿及び浄化槽汚泥収集・処理量						
し尿	L/人日					1.75
浄化槽汚泥	L/人日					1.15

2031 令和13	2032 令和14	2033 令和15	2034 令和16	2035 令和17 中間目標	2036 令和18	2037 令和19	2038 令和20	2039 令和21 目標
12,643	12,476	12,309	12,142	11,975	11,808	11,641	11,474	11,307
256	244	233	220	219	216	213	209	205
256	244	233	220	219	216	213	209	205
0	0	0	0	0	0	0	0	0
12,387	12,232	12,076	11,922	11,756	11,592	11,428	11,265	11,102
9,659	9,569	9,478	9,386	9,281	9,175	9,068	8,961	8,853
411	401	390	380	371	363	355	346	338
2,004	1,957	1,910	1,865	1,820	1,777	1,734	1,694	1,653
313	305	298	291	284	277	271	264	258
2.0	2.0	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
2.0	2.0	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
0	0	0	0	0	0	0	0	0
98.0	98.0	98.1	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2
76.4	76.7	77.0	77.3	77.5	77.7	77.9	78.1	78.3
3.3	3.2	3.2	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0	3.0
15.9	15.7	15.5	15.4	15.2	15.0	14.9	14.8	14.6
2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3

2030 令和12 中間目標	2031 令和13	2032 令和14	2033 令和15	2034 令和16	2035 令和17 中間目標	2036 令和18	2037 令和19	2038 令和20	2039 令和21 目標
12,810	12,643	12,476	12,309	12,142	11,975	11,808	11,641	11,474	11,307
276	256	244	233	220	219	216	213	209	205
2,798	2,728	2,663	2,598	2,536	2,475	2,417	2,360	2,304	2,249
1,350	1,312	1,274	1,240	1,205	1,182	1,153	1,127	1,100	1,078
176	164	156	149	141	140	138	136	133	131
1,174	1,148	1,118	1,091	1,064	1,042	1,015	991	967	947
3.7	3.6	3.5	3.4	3.3	3.2	3.2	3.1	3.0	2.9
0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
3.2	3.1	3.1	3.0	2.9	2.8	2.8	2.7	2.6	2.6
1.75									
1.15									

